

春秋穀梁傳范甯集解譯稿（一）

〔隱公元年～桓公十八年〕

岩 本 憲 司

要 旨

本稿は、『春秋穀梁傳』及び范甯『集解』の日本語譯である。原稿はほぼ完成しているが、今回はとりあえず、隱公・桓公の部分〔全體の約六分の一〕を掲載する。以後、數年にわたって連載する豫定である。

凡例

一、底本には、嘉慶二十年江西南昌府學開雕の阮刻十三經注疏本〔臺灣藝文印書館影印〕を用いた。

一、本稿の目的はただ一つ、『穀梁傳』及び『集解』の論理に筋を通すことにある。したがって、譯注の類〔按勘、訓詁名物、出典等〕は、必要最小限に止めた。

一、本稿の體裁は、大きく、〈主部〉と〈附録〉とにわかれる。その内譯は、

〈主部〉

經 原文

傳 原文

④ 『集解』の譯文

(附) 所謂譯注の類

〈附録〉

經 原文

傳 『傳』の譯文

(附) 所謂譯注の類

傳 『傳』の譯文

『傳』の譯文を〈附録〉にまわした理由は、合理的に考えて『集解』がおかしい場合、『集解』だけでは解釋しきれない場合などがある。必ずしも『集解』に即しては譯出していない〔むしろ、鍾文丞の『補注』によるところが多い〕からである。

なお、『穀梁傳』及び『集解』という書物については、周知のこととして、解説を省くが、一つの事柄だけをここで明らかにしておきたい。それは、譯者は春秋三傳の成立を、『公羊傳』↓『穀梁傳』↓『左氏傳』という順序で理解しているということである。つまり、『穀梁傳』の作者は『公羊傳』を見ていたと考えるのである。したがって、譯者は常に、『公羊傳』の模倣、あるいはそれへの異論の可能性を念頭において、『傳』を譯出した。

〔隱公元年〕

經 元年春王正月

④ 隱公の始めの年であり、周王の正月である。杜預は「一般に、君は即位すると、元と一體になり、正道に居ろうとする。それ故、一年一月とは言わない」と言っている。

傳 雖無事 必舉正月

謹始也

④ 君の即位の始めを謹んだのである。

傳 公何以不言即位

④ 文公には即位を言っているから。

傳 成公志也

④ 隱公の、位を桓公に譲ろうとした意志を、成就したのである。

傳 焉成之

言君之不取爲公也

④ 隱公の意志としては、魯の君となるつもりはなかった、ということと言っているのである。「公」は「君」である。上に「君」と言い、下に「公」と言っているのは、相通相補の表現である。

傳 君之不取爲公何也 將以讓桓也 讓桓正乎

曰不正

④ 隱公は年長であり、桓公は年少であった。

傳 春秋成人之美 不成人之惡 隱不正而成之何也

將以惡桓也

④譲ろうとした者の善行を明かにしなければ、取った者の悪事がはつきりしない。

團其惡桓何也 隱將讓而桓弑之 則桓惡矣 桓弑而隱讓 則隱善矣

善則其不正焉何也

⑤善であれば、正しくないはずはないから。

團春秋貴義而不貴惠

⑥「惠」とは私惠をいう。

團信道而不信邪

⑦「信」と申の字は、古今で共用される。

團孝子揚父之美 不揚父之惡 先君之欲與桓 非正也 邪也

雖然 既勝其邪心以與隱矣

⑧結局は位を隱公に與えた。つまり、正道によって邪心をおさえたので

ある。

團已探先君之邪志而遂以與桓 則是成父之惡也

兄弟天倫也

⑨兄が先になり、弟が後になるのが、天の次序である。

團爲子受之父 爲諸侯受之君

⑩隱公は、世子としては親しく惠公に命を受け、魯の君としてはすでに

天王に命を受けたのである。

團已廢天倫而忘君父以行小惠 曰小道也

⑪弟が兄に先んじるのは、「天の次序を廢する」ことであり、勝手に國

を讓るのは、「君父を忘れる」ことである。

團若隱者 可謂輕千乘之國 蹈道則未也

⑫居正の道を履行していない。

團三月公及邾儀父盟于昧

⑬「邾」は附庸の國である。「昧」は魯の地である。

團及者何

内爲志焉爾

⑭「内」とは魯をいう。

團儀字也 父猶傳也 男子之美稱也

⑮「傳」とは師傳のことである。附庸の君は王の命を受けていないから、

通例では名を稱する。(この場合は)魯と信を結んだことをほめるか

ら、(特に)字を配したのである。

(附)范甯は「傳」を文字通り師傳の意とするが、ここはむしろ、補注「鍾

文蒸の『穀梁補注』に従って、「夫」に讀む方がよからう。

團其不言邾子何也

⑯莊公十六年の邾子の卒では、「邾子」と稱しているから。

團邾之上古微 未爵命於周也

⑰邾はこれ以前、附庸の國であった。

團不日 其盟渝也

⑱日をいうのは、信を謹しむためである。(ここは)盟が変わったから、

日をいわないのである。七年に「公伐邾」とある。

團昧 地名也

經夏五月鄭伯克段于鄆

④段には徒衆がいたから、攻撃した際、損害が大きかったに違いない。

だから、謹んで月をいったのである。「鄆」は鄭地である。

團克者何 能也 何能也 能殺也 何以不言殺

見段之有徒衆也

⑤鄭伯がよく殺したと言うからには、邦人には殺すことが出来なかったのである。段は徒衆の力が強かったため、ただ國君だけがよく彼を殺せた、ということがわかる。

(附)この范注は、補注にも言うように、傳旨からそれてしまっている。

疏にも少しく指摘がある。

團段 鄭伯弟也 何以知其爲弟也

殺世子母弟目君 以其目君 知其爲弟也

⑥「母弟」とは同母弟のことである。「目君」とは、「鄭伯」と稱することをいう。

團段弟也 而弗謂弟 公子也 而弗謂公子 貶之也 段失子弟之道矣

賤段而甚鄭伯也

⑦「段を賤しむ」とは、公子・公弟を稱さないことをいう。「鄭伯をひどいとする」とは、君を名ざすことをいう。

團何甚乎鄭伯

甚鄭伯之處心積慮成於殺也

⑧雍「范甯の第二子」が言う、「段は寵信をよいことに、おごりたかぶって勝手なことをし、その實力は國君に匹敵した。(それなのに)鄭

伯は禮によって防ぎとめることも、道によって教えさすことも出来ず、放っておいて罪を完成させ、そうなるから誅戮を行った。『心を處ぎ、思(慮)を積んだ』とは、弟を殺そうとしていたということである」と。

(附)この范雍説は、補注にも指摘するように、傳旨からややそれている。

團于鄆 遠也 猶曰取之其母之懷中而殺之云爾 甚之也

⑨段は逃走して鄆に達した。すでに都から遠く離れているのに、鄭伯はなおも追って、彼を殺した。これでは、どうして母の懷中の赤子を探し出して殺すのと異なるうか。君が大夫を殺した場合、通例ではその地を言わない。(ここでは)鄭伯が弟を殺したことをひどいとするから、(特に)その地を謹書したのである。

團然則爲鄭伯者宜奈何

緩追逸賊 親親之道也

⑩「君と親とに對しては、弑そうと思うことすらいけない。心に思っただけで、必ず誅殺される」(「莊公三十二年公羊傳文」。これが臣子としての道のはずである。(しかしここでは)罪が自分の方にあるから、兄弟としての恩愛の情を伸ばすことが出来るのである。

經秋七月天王使宰咺來歸惠公仲子之贈

⑪「宰」は官、「咺」は名、「仲」は字、「子」は宋の姓である。婦人は姓を字に配する。本を忘れないことを明らかにし、同姓に嫁がないこ

とを示すためである。妾子が君となっていれば、贈をおくるのに諡を稱するはずで、成風の例〔文公九年〕がある。仲子は孝公の時に死んでいたので、諡を稱さないのである。贈をおくる場合、通例では時〔四季〕をいう。（ここで特に）月を書いているのは、晩かったことを謹識したのである。

團母以子氏

④妾は君と同體になり得ない。だから子をもって氏とするのである。平王は、幽王の亂が起こったため、成周に遷都し、諸侯を尊び禮遇しようとした。（ところが）仲子はとうに死んでいて、追贈する方法がなかった。それ故、惠公の喪にちなんで、（魯に）來て贈をおくったのである。

團仲子者何 惠公之母孝公之妾也 禮贈人之母則可 贈人之妾則不可

君子以其可辭受之

其志 不及事也

④常事は（わざわざ經文に）書かない。

團贈者何也

乘馬曰贈 衣衾曰綹 貝玉曰含 錢財曰賻

④四頭の馬を「乘」という。「含」は口實（ふくみだま）である。

經九月及宋人盟于宿

團及者何 內卑者也 宋人 外卑者也

卑者之盟不日

④「卑者」とは、卿大夫でないものをいう。一般に、卿大夫でないものが盟った場合には、それを信とするといなどにかかわらず、例として日を言わない。

（附）莊公二十七年の傳文に「桓盟不日 信之也」とある。

團宿 邑名也

經冬十有二月祭伯來

團來者來朝也 其弗謂朝何也

襄內諸侯非有天子之命 不得出會諸侯 不正其外交 故弗與朝也

④天子の畿内で大夫が采地をもつ、これを「襄內諸侯」という。

團聘弓鍬矢不出竟場 束脩之肉不行竟中 有至尊者不貳之也

④聘遣は、二國のよしみを結び、あちらとこちらの意志を傳達するためのものである。（したがって）臣は當然、君から命を受けるべきであり、勝手に朝聘してはならない。

（附）范注は「貳」を私専の意としているようだが、王引之に従って、並・敵の意とする方がよいであろう。

經公子益師卒

團大夫日卒 正也

④「君の卿佐を股肱という。股肱が虧けたとすれば、これほどの痛ましいことがあろうか」（昭公九年左氏傳文）。それ故に、死んだ日を録して、恩を記するのである。

團不日卒 惡也

㊥ 罪ゆえに省畧するのである。

〔隱公二年〕

經二年春公會戎于潛

㊦ 一般に、年頭では月が時〔四季、ここでは特に春〕を承け、時が年を承けて、文章の體が接續する。《春秋》は「王」を書いて、これら（の間）に配する。王者が上は時を奉じて天を承け、下は萬國を統正するという義を示すため（の手立て）である。ところが、《春秋》は事件を記すのに、例として時（のみ）をいう場合がある。もしある事件が時をいう例に当たれば、時をいって、月はいわない。（また）月がある事件の後を繼いだ場合には、月（だけ）をいって、「王」は書かない。「王」を書くのは、上に春を承け、下に月がつづく場合に限られる。文のうえで、これが年の始めであって、これに先んじる事件はないということを表わすのであり、それは、王を恭敬し、慢ることがないようにするため（の手立て）である。他の箇所もみな同様である。ただ桓公の場合にのみ、月があつて「王」がないのは、それによつて、王法を奉じなかつたことを示すのである。南蠻・北狄・東夷・西戎は、いづれもみな底羌の別種である。「潛」は魯地である。會には例として時をいう。

團會者外爲主焉爾

知者慮

㊧ 安全か危険かを審察する。

團義者行

㊨ 事に臨んで、よく制斷する。

團仁者守

㊩ 人々が歸服するから、その守備は必ず堅固である。

團有此三者 然後可以出會 會戎 危公也

㊪ この三者がいなければ、（中國とも）會することは出来ない。まして戎と會するのはなおさらである。

經夏五月莒人入向

㊫ 「入」には、例として時をいう。惡がひどい場合には日をいい、惡がそれに次ぐ場合には月をいう。他の箇所もみな、これに倣う。

團入者 内弗受也

㊬ 「入」は、その規模の大小にかかわらず、かりにもこちらに罪がないのなら、義としてみな受け入れることは出来ない。

團向 我邑也

㊭ 魯の立場から發言したゆえに、「我」といっているのである。

經無佞帥師入極

㊮ 二千五百人が「師」である。

團入者 内弗受也 極 國也

㊯ 同姓を滅したことを諱むから、「滅」（という表現）を變えて、「入」と言ったのである。傳例に言う「國を滅すのに、三つの書法がある。

（つまり）中國の場合には日をいい、卑國の場合には月をいい、夷狄

の場合には時をいう」と。「極」はおそらく卑國であろう。「内」とは、入られる側の國をいうのであり、魯とは限らない。

(附) 范注に多く引用される「傳例」とは、穀梁傳文そのものを指しており、疏に引用される「范例」等とは別のものである。この點、四庫提要の解説はおかしい。なお、ここは、宣公十五年・襄公六年の傳文を指している。

團苟焉以入人爲志者 人亦入之矣 不稱氏者 滅同姓 貶也

經秋八月庚辰公及戎盟于唐

⑤ 傳例にいう「『及』とは、魯の方が希望したということである」「隱公元年傳文」と。「唐」は魯地である。

經九月紀履緌來逆女

⑥ 自分で迎えなければ、例として月をいう。重大視して記録するのである。自分で迎えれば、例として時をいう。

團逆女 親者也

⑦ 「親者」とは、自分で迎えることをいう。

團使大夫 非正也

以國氏者 爲其來交接於我 故君子進之也

⑧ 傳例にいう「國君に匹敵した場合には、國をもって氏をいう」「隱公四年・莊公八年傳文、ただし表現は異なる」「卑者には國をもって氏をいう」「莊公十二年傳文」「大夫を進める場合には、國をもって氏をいう」「この傳文」と。國をもって氏をいう點は同じであるが、義

は各々、そこに適當するものがこめられている。公子・公孫が君から位を奪ってそれにとって代わろうとしたから、その氏族をとり去り、國をもって氏をいって、その無禮を表わす。「齊無知」「莊公八年」の徒がこれである。庶姓の微臣の場合は、大夫といっても、爵命を受けていないから、位にとって代わる疑いはないが、その氏族を書かない以上、どこの國の臣かを知る必要がある。それ故に、國をもって氏をいって、分別する。「宋萬」「莊公十二年」の類がこれである。(この履緌(の場合)に、名を國に繋げているのは、彼が國の重大な使命を奉じて、(魯に)来て君のために(女を)迎え、公と接して禮を行うことが出来たから、國をもって氏をいい、彼を重んじるのであるということを書わしているのである。成公九年の宋の場合に、女を迎えたことを書いてないのは、迎えた者が微者だったからである。ここでは履緌が迎えたことを書いているから、彼が卑者でないことがわかる。公羊傳に「《春秋》は、貴・賤がまぎらわしくなければ、號を同じくし、美・惡がまぎらわしくなければ、辭を同じくする」「隱公七年」とある。左氏の(氏)族をとり去る例では、あるいは、損ずる「orおさえる」ことによって君を尊び「成公十四年・宣公元年」、あるいは、貶ずることによって罪を著わす「隱公四年・襄公二十七年」。この穀梁傳でも、隱公は即位をとりさることによって讓を明らかにし、莊公は即位をとりさることによって弑された君を繼いだことを表わしている。(このように)文が同じでも義が異なる場合が非常に多いから、一方だけによって義を求めてはならないのである。

經冬十月伯姬歸于紀

④「伯姬」は魯の（公）女である。

團禮 婦人謂嫁曰歸 反曰來歸

⑤嫁ぐのに「歸」というのは、外に屬することを明らかにするのである。かえるのを「來歸」というのは、外からもどることを明らかにするのである。夫家から離縁されることをいう。

團從人者也 婦人在家制於父 既嫁制於夫 夫死從長子 婦人不專行

必有從也 伯姬歸于紀 此其如專行之辭何也 曰非專行也 吾伯姬歸

于紀 故志之也

其不言使用也

⑥（九月の經文に）「使履綸來逆女」と言わないことを怪んだのである。

團逆之道微 無足道焉爾

⑦君が自分で迎えず、大夫が来て迎えたことを言う。だから「微」というのである。大本を失っている以上、さらに細部をこまごまと明らかにすることもない。だから、「使履綸」とはいわないのである。

經紀子伯莒子盟于密

⑧「密」は莒地である。

團或曰 紀子伯莒子而與之盟

⑨紀子が莒子を伯として、これと盟ったのである。「伯」は長である。

（附）兪樾は、この「伯」を、追「せまる、しいる」に讀んでいる。

團或曰 年同爵同 故紀子以伯先也

⑩年・爵は同じであったが、紀子が自分を伯として、（莒子に）先んじたのである。

經十有二月乙卯夫人子氏薨

⑪夫人が薨じた場合は、例として日をいう。夫人に「薨」というのは、夫の稱に従うからである。

團夫人薨不地

⑫夫人は國境を出ることがなく、薨ずる場所がきまっている。

團夫人者隱之妻也 卒而不書葬 夫人之義從君者也

⑬隱公が弑され、賊が討たれなかったから、（隱公と同じく）葬を書かないのである。

（附）『日知錄』の「仲子」の項では、范注を非とし、葬を書かない理由を

「隱公が現存していたから」とする。

經鄭人伐衛

⑭傳例にいう「樹木を斬り、宮室を壞すのを『伐』という」〔隱公五年傳文〕と。伐には例として時をいう。

〔隱公三年〕

經三年春王二月己巳日有食之

⑮杜預が言っている「太陽の運行は遅く、一年で天を一周する。月の運行は速く、一ヶ月で天を一周する。（兩者は）一年で、合計十二回交會する。しかし、太陽と月は動くものであるから、その運行の度合に

おおよその定量があるにせよ、少しは増減がないわけにゆかない。だから、交會しても食さない場合があったり、交會するたびに食する場合があったりする。正陽の月に限って、君子は日食を忌む。それ故に、鼓を伐って幣を用いるのである」と。京房の『易傳』には「太陽は陽の精であり、人君の象である。驕って分を過ごし、勝手に明かるくして、(そのため)陰に侵されると、日食の災がおこる。これを救済しないと、必ず篡奪の臣が出てくる。救済するには、君が謙虚な心を懷き、賢者にへり下り、諫言を受け入れ、徳によって治め〔or有徳者を任用し〕なければならぬ。日食の災は、そうすれば消える」とある。

(附)ここに引かれる『易傳』の文は、今傳わる所謂「京氏易傳」三巻中には見えない。なお、この文は、諸書に引かれている同種のものと共に、王謨の「漢魏遺書鈔」中に輯佚されている。

團言日不言朔 食晦日也 其日有食之何也 吐者外壤 食者内壤

②一般に、吐き出した場合には、その土壤は外にあらわれ、呑み込んだ場合には、その土壤は内に入る。

團闕然不見其壤 有食之者也

③今、太陽が闕損して、その土壤が何處にあるかわからないとすれば、何者かがそれを食ったに違いない。

團有 内辭也 或 外辭也

④邵「范甯の從弟」が言う「食った場合には、土壤を内に入れるから『内辭』といい、吐き出した場合には、土壤を外にあらわすから『外辭』という。傳「經の誤りか？」に外辭を使用した文がないのは、お

そらく當時、土壤を外にあらわすことがなかったからであろう。それにもかかわらず、『或』は外辭である』というのは、(具體的な)事件にちなん、義例を明らかにしたまでである。これはちょうど、傳で『三穀がみのらないのを〈饑〉といい、四穀がみのらないのを〈康〉という』(襄公二十四年)と言っているながら、實際にはそういう(表現をとる)事件がないのと同じである」と。

(附)この注の「内辭」「外辭」の解釋はおかしい。補注では「ともに疑辭であり、『内辭』は隱微でわかりにくい場合の書法、『外辭』はやや明らかかな場合の書法であろう」と推測している。柯劭忞は「『内辭』は魯國用の書法、『外辭』は諸外國用の書法である」としている。

團有食之者 内於日也

⑤太陽に内辭を用いたのは、その土壤が外に見えなかった〔or現われなかった〕からである。

團其不言食之者何也 知其不可知 知也

經三月庚戌天王崩

⑥平王である。

團高日崩

⑦「梁山崩」(成公五年)。

團厚日崩

⑧「沙鹿崩」(僖公十四年)。

團尊日崩 天子之崩 以尊也 其崩之何也 以其在民上 故崩之

其不名何也 大上故不名也

④ いったい名というものは、相互に區別するためのものである。(天子は)人の大(位)に居り、民の上にあるから、名をいう理由がないのである。

經夏四月辛卯尹氏卒

⑤ 文公三年の王子虎の卒には、日をいっていない。ここで日をいっているのは、恩が深いことを記録したのである。

團尹氏者何也 天子之大夫也 外大夫不卒 此何以卒之也
於天子之崩爲魯主 故隱而卒之

⑥ 「隱」は痛と同じ意味である。『周禮』大行人に「もし大喪があれば、諸侯の禮を導き助ける」とある。とすれば、尹氏は當時、この職にあつて、魯からの弔問者を先導したのである。官名を書かないのは、卿の位を世襲していることを譏つてのことかもしれない。

經秋武氏子來求賻

⑦ 天王の出使が正しくない場合には、月をいう。今ここでは、君がいないため、「使」を稱さない。それ故(正しい場合と同様に)畧して、時を書いたのである。

團武氏子者何也 天子之大夫也 天子之大夫 其稱武氏子何也

未畢喪 孤未爵

⑧ 平王の喪(「なきがら」)が殯にあつた。

(附)この注はおかしい。柯劭忞に従つて、武氏子の父の喪と解するべきで

あろう。「孤」は桓王とも解し得るが、やはり柯劭忞に従つて、武氏子と解するべきであろう。なお、ここは公羊傳文「父卒 子未命」が参考になる。

團未爵使之 非正也

其不言使何也

⑨ 桓公十五年には「天王使家父來求車」とあつて、「使」を稱しているから。

團無君也

⑩ 桓王は喪中で、未だ即位してなかつた。だから「無君」というのである。

團歸死者曰贈 歸生者曰賻

曰歸之者正也 求之者非正也

⑪ 喪事には、求めなくとも、贈賻がおくられる。

團周雖不求 魯不可以不歸 魯雖不歸 周不可以求之 求之爲言 得不
得未可知之辭也 交譏之

經八月庚辰宋公和卒

⑫ 天子には「崩」といい、諸侯には「薨」といい、大夫には「卒」というのが、周の制度である。(しかし)《春秋》の稱謂はつぎに魯の史官(or史記)の義を保存して、魯には「公」と稱し、「薨」と書いている。みづからその君を尊重するため(の手立て)である。したがつて、外諸侯を畧して「卒」と書くことによって、みづからを特別

扱いは他ないのである。葬った場合には、邾・許のような子男の君であっても、いづれもみな、諡を稱して、「公」と言う。それぞれ「死亡の記事と葬の記事、あるいは魯と外國」、臣子としての表現に従って、兩者ともに、その義を通じさせるのである。鄭君が言っている

「禮記」雜記上に『君が薨じたことを他國の君に赴告するときには、寡君不祿、敢告於執事』とある。曲禮下に『壽命を全うした場合を卒』とあり、夭折した場合を不祿』とある。君が薨じたことを赴告して、『不祿』というのは、臣子の君父に對する氣持ちは、壽命を全うしたとしても、夭折したも同然で、痛傷の極みだからである。もし赴告するのに『卒』と稱すれば、壽命を全うしたことであるから、哀惜する氣持ちはないということになり、臣子たるべき者の表現ではない。鄰國が赴告してきた場合、『卒』と書き記すのは、年齢にかかわりなく、成人の稱を用いるからであり、それは互いに尊敬し合うため（の手立て）である」と。

(附) 「兩通其義」までは、杜預の『釋例』とほとんど同文である。「鄭君曰」以下は、同様の文が『禮記』雜記正義に見え、そこでは、『駁五經異義』の文とされている。

傳諸侯日卒 正也

④ 「正」とは、世子・嫡子のことをいう。

(附) この「正」は、補注にも指摘するように、世子・嫡子に限定することとはあるまい。

經多十有二月齊侯鄭伯盟于石門

④ 傳例にいう「外の盟には日をいわない」〔隱公八年傳文〕と。「石門」は齊地である。

經癸未葬宋繆公

傳日葬 故也 危不得葬也

④ 天子は（死後）七ヶ月で葬り、諸侯は五ヶ月で葬り、大夫は三ヶ月で葬る。傳例にいう「諸侯の葬に時をいうのは、正當だった場合である」〔襄公七年傳文〕、「葬に月をいうのは、事變があった場合である」〔隱公五年傳文〕、「日をいうのは、憂い危ぶむことが最も甚しく、正禮どおりに葬れなかった場合である」〔この傳文。ただし、この解釋はおかしい。危ぶむ主體はむしろ孔子であろう〕と。他の箇所もみな、これに倣う。徐邈が言っている「文公元年の傳に『葬には會』という』とある。天子・諸侯の使者が、ともに赴いて葬に會することがあるという意味である。だから一般に、葬を書く場合には、いづれもみな、魯の立場にたつて、あちらを葬ったというのであり、これが、『宋葬繆公』とは稱さず、『魯葬宋繆公』と言う理由である。弔會の事や贈襚の命（「おくりもの」）は、常事であるから、書く理由がない。それ故、ただ卒を記し、葬を記すのである。（このように）魯の恩義の及ぶところを記録すれば、その喪を哀しみ、その終焉を恤んでいることがわかる。もし、生きていようが、死のうが、お互いに關係がなく、情禮が交流していなければ、卒も葬も書かない。あるいは、卒だ

け書いて、葬を書かない場合もあるが、これはおそらく、外から卒を赴告してきても、魯が葬に會さなかったときであろう。事實がなければ書かないのが、史官の策書の常法だからである。(とところで)穀梁傳に『常例を變じて、葬をいわない場合が三つある。弑された君には葬をいわず、國が滅んだ場合には葬をいわず、徳を失った場合には葬をいわない』〔昭公十三年傳文〕と稱している。夫子が《春秋》を脩めた際の、舊史を改めることによって義を示すという方法〔or例〕を言ったのである。君を弑した賊は、天下がいっしょになって誅するべきものであるのに、諸侯も治めることが出来ず、臣下も討つことが出来なければ、葬事は供儀であるといっても、どうして數えあげる價值があらうか。亡國の君は、喪事が満足に出来なから、葬を書くわけにゆかない。徳を失った主は、位を守る手立てがないから、葬の記事をなくす。傳は、宋の襄公において、民を失った罪を著わしている〔傳公二十三年〕。(また)宋の共公において、『葬をいうべき場合でないのに』という問を發している。伯姬は賢であったのに報いられず、共公が家人の禮を弘めることが出来なかつたことを言うのである〔成公十五年〕。とすれば、君たる者が、外で満足に國をまとめることが出来ず〔襄公の例〕、内で満足に家を正すことが出来なかつた〔共公の例〕というものは、いづれもみな、所謂徳を失って死んだということであつて、禮として貶すべきものなのである。當時、諸國は多く道を失つていて、その葬の記事をすべて取り去るといふわけにはゆかなかつた。それ故、(特に)二君において義を示して、大體が明らかになるよう

にしたのである」と。

(附)「徐邈曰」について。「四庫提要」には『晉書』范甯傳によれば、彼の『集解』の後に、徐邈が注を作っているようだが、今『集解』をみると、逆に邈注を多く引用している。なぜだかわからない」とあり、阮元の『校勘記』序は、『釋文』序録の順序によつて、邈注の方が先であるとしている。吉川忠夫氏は「范甯の學問」〔『六朝精神史研究』第Ⅱ部第三章〕で、徐邈を、范泰・范雍・范凱・范邵らと同様の、『集解』の共同製作者の一人と考えて、その説の引用と見、獨立した邈注の成書は後のことであるとしている〔これは、吳承仕『經典釋文序録疏證』に「范所引者蓋其口義耳」とあるのに基づくものであらう〕。ここでは、問題を提示するにとどめ、追求はしない。

〔隱公四年〕

○四年春王二月莒人伐杞取牟婁

④傳例にいう「取」とは、容易であつたという表現である〔「莊公九年傳文」〕、「國を伐つた場合には、邑を圍んだことはいわれない」〔隱公五年傳文〕と。邑を圍んだことをいうのは、いづれもみな、示したいことがある場合である。國を伐つた場合と、邑を取つた場合は、例として時(のみ)をいう。ここで月をいつているのは、おそらく、下の「戊申」という衛君完の卒日のために起こしたのであらう。一般に、例として時をいふべきところなのに、月をいつているのは、いづれもみな、その下の事件が日をいふ例に當たっているためである。日は必

ず月を繼ぐから、月を書かないわけにゆかず、事件が先に起こっているのだから、それを後に記録するわけにゆかないのである。他の箇所もみな、これに倣う。

傳傳曰 言伐言取 所惡也

④「傳曰」と稱するのは、穀梁子が直接に師から受けたのではなく、傳聞した場合である。その國を伐ったうえに、さらにその土地まで取ったとなれば、相手の罪ゆえに伐ったのではなくて、(單に)利を貪ったということが明白である。(そこで)「取」と「伐」とを兩方とも書くことによって、その惡を彰らかにしたのである。

(附)「傳曰」については、ここでは追求しない。張西堂の『穀梁眞偽攷』に詳しい。

傳諸侯相伐取地於是始 故謹而志之也

④《春秋》での始めである。

經戊申衛祝吁弑其君完

④君を弑するのに、日をいうか、いわないかは、その君が正當であったか否かの例に従う。「祝吁」は衛の公子である。

(附)隱公三年の傳文に「諸侯日卒 正也」とある。

傳大夫弑其君 以國氏者 嫌也 弑而代之也

④一般に、正嫡でなければ、これを「嫌」という。

(附)「嫌」は疑の意で、公羊の「當國」にあたる。

經夏公及宋公遇于清

④「遇」には、例として時をいう。「清」は衛地である。

傳及者 內爲志焉爾

④元年に宋人と宿で盟った。それ故、今またこれを温めた(「or重ねた」)のである。

傳遇者 志相得也

④八年の傳に「約束せずに會するのを『遇』という」とある。今ここで「魯の方が希望した」と言っているから、約束しなかったのではない。とすれば、「遇」には二つの義があるのである。

(附)補注にも指摘するように、魯の方が希望したからといって、必ずしも約束したとはいえないから、この注はおかしい。

經宋公陳侯蔡人衛人伐鄭

經秋鞏帥師會宋公陳侯蔡人衛人伐鄭

傳鞏者何也 公子鞏也

其不稱公子何也

④莊公二年には「公子慶父帥師伐於餘丘」とあって、「公子」と稱しているから。

傳貶之也

④杜預がいつている「外大夫は、貶する場合、みな『人』を稱し、内〔魯〕大夫は、貶する場合、みな〔氏〕族をとり去って名を稱する。記事の體として、他國には『某人』と言えるが、自國〔魯〕の卿佐には『魯人』と言えないからである」と。

團何爲貶之也 與于弑公 故貶也

團衛人者衆辭也

立者不宜立者也

經九月衛人殺祝吁于濮

⑤ 嗣子ならばきまった位があるから、「立」とは言わない。

⑥ 「濮」は陳地で「orの」川の名である。

團晉之名 惡也

團稱人以殺 殺有罪也

⑥ 「惡」とは、不正をいう。

⑦ 弑君の罪がある者は、國人がこぞって殺そうとする。

團其稱人以立之何也 得衆也 得衆則是賢也 賢則其曰不宜立何也

團祝吁之挈 失嫌也

春秋之義 諸侯與正而不與賢也

⑧ 氏族を書かず、ただその名だけを擧げて言う。衆人からそろってにくまれたため、自分を固めるに足る威力を失い、國君に匹敵するきらいがなくなったからである。

(附) 「失嫌」の理由は、補注にも指摘するように、「殺されたから」とする方がよからう。

團其月 謹之也

⑨ 賊を討つには、例として時をいう。(しかし)衛人は即座に祝吁を討つことが出来ず、自由に入入させた。だから、その時月の所在を謹んで(記し)、臣子の緩慢さを著わしたのである。

〔隱公五年〕

團于濮者 譏失賊也

經五年春公觀魚于棠

⑩ 即座に討たず、濮まで行かされたことを譏ったのである。

⑩ 傳例にいう「公が往くのに時をいうのは、正しい場合である」「莊公二十三年傳文」と。正しいとは、危険がないことをいう。「棠」は魯地である。

經多十有二月衛人立晉

⑪ 「立」「納」「入」はいづれもみな、篡奪である。大國の篡奪には例として月をいい、小國には時をいう。

團傳曰 常事曰視

⑫ 「視朔」「文公十六年」の類である。

團非常日觀

⑤「觀魚」「ここ」の類である。

團禮 尊不親小事

卑不尸大功

⑥「尸」は主の意味である。

團魚 卑者之事也

⑦『周禮』で「orの」獻人は中士・下士である。

團公觀之 非正也

經夏四月葬衛桓公

團月葬 故也

⑧祝吁の難があったため、十五ヶ月でようやく葬ったのである。

(附)補注にも指摘するように、「故」「事變」とは祝吁の難を指すのであって、葬が遅れたことを指すのではない。その證據に、宋の繆公の場合

「隱公三年」、五ヶ月で葬っているが、「故」といっている。

經秋衛師入郕

團入者 内弗受也 郕 國也

將卑師衆曰師

⑨「重い方を書くのである」「公羊傳文」。「將卑」とは、卿でないことをいう。

經九月考仲子之宮

⑩宗廟に對して禮を失った場合、工事が大規模なら月をいい、小規模

なら時をいう。莊公二十三年に「秋、丹桓宮楹」とある。

團考者何也 考者成之也

成之爲夫人也

⑪その廟を立てて世々これを祭り、夫人の禮を成したのである。

團禮 庶子爲君 爲其母築宮 使公子主其祭也

⑫公は宗廟を奉ずるべき身であるから、自分でつかさどることが出来ないのである。「公子」とは、長子の弟及び妾の子である。

團於子祭 於孫止

⑬貴賤の次序である。

團仲子者惠公之母 隱孫而脩之

非隱也

⑭「非」は責の意味である。三年で父の喪は畢ったはずなのに、三年で考さなかったのは、さらに天王の崩御があったためである。ここに至って服喪が終り、ようやく脩めたのである。

經初獻六羽

⑮「羽」は翟「きじ」の羽で、舞人が持つものである。「獻」とは、下

が上を奉ずる表現である。「何休注」。廟で舉行したから、「獻」というのである。

團初 始也

⑯そのまま「恒例にした」「何休注」のである。

團穀梁子曰 舞夏 天子八佾 諸公六佾 諸侯四佾

⑨「穀梁子」というのは、師から受けたのではなくて、自分の意見に由っているからである。「夏」は大である。大とは大雉のことをいう。

大雉は翟雉である。「佾」とは列のこと、八人が一列となり、それが八列あって、八八、六十四人となる。並んで「orみな」翟雉の羽をもつて舞うのである。天子は八象〔卦〕・八風（の八）を用い、諸公は六を用いる。二つおとすのである。「六佾」と言わないのは、佾といえは干〔たて〕舞がその中に含まれてしまうからであり、（これによって）婦人には武事がなく、ただ文樂だけを演奏することを明らかにしたのである）〔何休注〕。

〔附〕「穀梁子」と言う理由について、補注では下の「尸子」と區別するためとしている。公羊傳の「子公羊子」に相當するものであるが、ここでは追求しない。

團初獻六羽 始僭樂矣

⑩下が上を犯すことを「僭」という。

團尸子曰 舞夏 自天子至諸侯 皆用八佾 初獻六羽 始厲樂矣

⑪當時、諸侯たちが僭侈して、みな八佾を用いていたのに對し、魯がここでよく自分から減らして、始めて六を用いた、ということを用いるのである。（つまり）穀梁子は、始めて僭したことを言い、尸子は、始めて減らしたことを言っているのである。

〔附〕范注は「穀梁子はこの經文に貶意を見、尸子は褒意を見ている」としているようだが、柯劭忞は「減らしたというからには、それまでは八

佾を用いていたということであるから、尸子も貶意を見ている」とする。また、王引之は「尸子は八佾を正禮とし、したがって、それを減らしたという經文に貶意を見ている」とする。

なお、「尸子」については、ここでは追求しない。「穀梁眞僞攷」の附録に、「尸子攷證」がある。

經邾人鄭人伐宋

⑫邾が兵をつかさどったから、鄭の上においたのである。

經螟

團蟲災也 甚則月 不甚則時

⑬ひどい場合には、すぐに盡きてしまつて、何ヶ月にもわたることはない。「禮記」月令に「仲春に夏の令を行なえば、蟲螟が害をなす」とある。

〔附〕補注は范注を非とし、「ひどい場合」というのは、八月・九月のとき、ひどくない場合というのは、七月のときである」とする。

經冬十有二月辛巳公子彊卒

⑭杜預がいつている「大夫には、卒を書き、葬は書かない。葬は臣子自身のことであつて、公家と關係がないからである」と。

團隱不爵命大夫 其曰公子彊何也

⑮八年には「無佻卒」とあつて、「公子」を稱していないから。

團先君之大夫也

⑯隱公は、君のつもりでなかったから、大夫に爵命を與えなかった。公

子は、大夫とならなければ、「公子」とは言わない。

(附)補注は、この范注を、莊公二十二年の傳文「言公子而不言大夫 公子未命爲大夫也」と矛盾するからおかしいとしているが、實は、范注がおかしいのではなく、この傳文そのものが、莊公二十二年の傳文と矛盾するのである。

經宋人伐鄭圍長葛

⑤「長葛」は鄭の邑である。「圍」には例として時をいう。

圍伐國不言圍邑

⑥莊公二年には「公子慶父帥師伐於餘丘」とあって、「圍」とは言っていないから。國を伐つた場合に、邑を圍んだことを言わないのは、重大な方を書くからである。

圍此其言圍何也 久之也

⑦宋はこの冬に圍み、六年の冬になってようやく取った。昔、出征は時「三ヶ月」を踰えなかった。民の生命を重んじ、民の財産を惜んだのである。それなのに、(宋は)軍隊を風雨にさらしたまま年を経、かろうじて克つことが出来た。仁隱の心がなく、貪利の行いがあったのである。だから、「圍」と「伐」とを兩方ともあげて、このことを明らかにしたのである。

圍伐不踰時 戰不逐奔

誅不填服

⑧降服してきた者は、それ以上ふさぎおさない。

(附)「填」は、王引之に従って、殄「滅ぼしつくす」の假借とみるべきであらう。

圍苞人民毆牛馬曰侵 斬樹木壞宮室曰伐

⑨人民を制し、牛馬をかりたてるだけなら、賊が去った後はもとにもどる。(しかし)樹木が斬られれば、再びはえることはなく、宮室が壊されれば、自然に建つことはない。だから、害が大きいのである。

(附)「苞」は、王念孫に従って、俘「いけどる」の假借とみるべきであらう。

〔隱公六年〕

經六年春鄭人來輸平

⑩杜預が言っている「和平して盟わないのを『平』という」と。

圍輸者墮也 平之爲言 以道成也 來輸平者 不果成也

⑪《春秋》以前に、魯は鄭と和平したが、四年に鞏が宋とともに鄭を伐つた。それ故、(鄭が魯に)来て魯と絶交し、以前の和平を壊したのである。

經夏五月辛酉公會齊侯盟于艾

⑫「艾」は魯地である。隱公がよそへ行った場合、いづれもみな、もどったことをいわないのは、讓國の意志を明らかにするためである。

(附)「艾」が實際どこにあったかはともかくも、この注の範圍内では、魯地としたのでは、下の「隱行」と齟齬をきたすのではあるまいか。

經秋七月

㊤事件がなくても、はじめの月「正月・四月・七月・十月」を書くのは、「時〔四時〕を遺さないためである」「九年傳文」。他の箇所もみな、これに倣う。

經冬宋人取長葛

㊤前年の冬に圍み、今になってようやく手に入れたのである。上に「伐鄭、圍長葛」とあるから、「長葛」と言えば、鄭の邑であることがわかる。それ故、長葛を鄭に繋げないのである。「鄭長葛」と言わない。

團外取邑不志 此其志何也 久之也

〔隱公七年〕

經七年春王三月叔姬歸于紀

㊤「叔姬」は伯姬「二年に紀に嫁いだ」の娣である。このときになって嫁いだのは、父母の國で成長を待ったからで、六年たってようやく嫁いだのである。媵マツというのは、送ソウであり、從ショウであるから、(正)嫡といっしょに行かないのは非禮である。自分で迎えた場合は例として時をいい、自分で迎えなかった場合は例として月をいう。許慎が言っている「姪娣は、十五歳以上になって、よく君子に事えられるようになる」、嫁ぐことが出来、二十歳で寢席にはべる。『易』に、『嫁ごうとして適齡期を過ぎてしまった。(しかし)遅く嫁ぐぶんには、必ずゆるける時がある』(「歸妹九四爻辭」とある。『詩』に『韓侯が妻を娶った。諸娣がこれに従い、しとやかで美しく、雲のように多勢であつた。』

た」〔大雅韓奕〕とある。娣は必ず正嫡より年少であるから、二十歳にならないうちに嫁ぐことがわかる」と。

(附)「許慎曰」以下は、おそらく『五經異義』の文であろう。陳壽祺も、その『五經異義疏證』に輯佚している。なお、疏でも指摘するように、

『易』の引用の意圖がはっきりしない。

團其不言逆何也

㊤莊公二十七年には「莒慶來逆叔姬」とあって、「逆」を言っているから。

團逆之道微 無足道焉爾

㊤迎えた者が卿でなかったのである。

經滕侯卒

團滕侯無名

㊤もともと名がないのであって、(名があるのを)貶したわけではない。

團少曰世子 長曰君 狄道也 其不正者名也

㊤戎狄の道では、年少のときの稱を「世子」と言い、長じて立ったときの號を「君」と言う。正嫡でないときにはじめて、名がある。(ここは)滕侯が狄道を用いたことを責めたのである。

經夏城中丘

㊤「城」には、例として時をいう。「中丘」は魯地である。

團城 爲保民爲之也

㊤國を建て、城邑を立てるには、定められた場所があり、高さや大きさ

も、王者の法制できめられている。(ここは)公が徳を脩めて政に勤めることをせず、あらためて城を造って、民を安んじようとしたことを譏ったのである。

團民衆城小則益城 益城無極 凡城之志 皆譏也

⑤ いったい、民を保んじるには、徳をもってすべきで、城をもってすべきではない。民が多いのに城が小さいということ、そのたびに城を益していたら、きりが無い。ここで發している凡例は、内「魯」の邑に「orを」城いた場合に適用される。

(附) 范注は「無極」を、「きりが無い」の意にとっているが、補注に従って「限度をこえる」の意とした方が、通りがよからう。

團齊侯使其弟年來聘

⑥ 聘には例として時をいう。一般に、聘はいづれもみな、卿に玉帛をもたせ、安否をたずねさせる。

團諸侯之尊 弟兄不得以屬通

⑦ 禮では、始めて封ぜられた君以外は、諸父昆弟を臣にする。(弟という) 匹敵の稱によって、人臣は君に匹敵することが出来ないから、屬をもって通じることには許されないのである。貴賤をわけへだて、君を尊び、臣を卑しむための義である。

(附) 范注では「屬」と「通」の意味が不明確である。補注は、「屬」を兄弟の次序の意、「通」を他國に通達するの意としている。

團其弟云者 以其來接於我 舉其貴者也

⑧ (同母) 弟は、臣の中で(特に)親く貴い者であって、普通の庶兄弟とは別格である。

團秋公伐邾

團冬天王使凡伯來聘

⑨ 「凡」は氏、「伯」は字で、上大夫である。

團戎伐凡伯于楚丘以歸

團凡伯者何也 天子之大夫也

團而曰伐 此一人而曰伐何也 大天子之命也

⑩ 一人を伐ったのに、一國と同じ表現にしたのは、天子の命を尊んでである。

團戎者衛也 戎衛者 爲其伐天子之使 貶而戎之也 楚丘 衛之邑也

以歸猶愈乎執也

⑪ いったい、天子の使が諸侯の國を通過するときには、諸侯の方では、侯人が國境で出迎え、膳宰が餼をとどけ、司里が宿舎をわりあてるのが當然で、それでもなお、落度がないかと心配するのである。それを今、かえって天子の使を執えるとは、これ以上の無禮はない。昭公十二年には「晉伐鮮虞」とあり、傳に「晉」というのは、これを狄とみなしてである」といっている。今ここで「衛伐凡伯」とは言わずに、衛を「戎」に變えているのは、中國を伐った罪は軽いから、國を稱することによって晉を狄とみなし、天子の使を執えた罪は重いから、衛を「戎」に變えることによってこれを戎とみなした、というわけ

である。一人を一國扱いするのと、執を諱んで「以歸」と言うのとは、
いづれもみな、尊尊の正義であり、《春秋》の微旨である。

〔隱公八年〕

經八年春宋公衛侯遇于垂

④「垂」は衛地である。

團不期而會曰遇 遇者志相得也

經三月鄭伯使宛來歸邴

④一般に、おくりものがあるときは、例として時をいう。「邴」は鄭の
邑である。

團名宛 所以貶鄭伯 惡與地也

④(氏)族をとり去ったのは、勝手に天子の邑を交換したことをにくん
である。

經庚寅我入邴

④徐邈が言っている「『入』の記事は、鄭が邴をおくった記事の下に續
いていて、内〔魯〕・外〔鄭〕いづれ(が主語)の文章か、まぎらわ
しいので、(特に)『我』と記して、はっきりさせたのである」と。

團入者 内弗受也 日入 惡入者也

邴者 鄭伯所受命於天子而祭泰山之邑也

④王室は微弱で、二度と方岳の會は催されず、諸侯は驕慢で、朝覲の事
もまた廢止された。それ故、鄭は湯沐の邑を、魯の朝宿の田と交換し

たのである。諸侯で、王室に對して大功盛徳があったものは、京師に
朝宿の邑がもて、泰山に沐浴の邑がもてる。祭祀に供するためである。
魯は周公の後であり、鄭は宣王の同母弟であるから、これらの國は賜
邑がもて、その他の國はもてないのである。許慎が言っている「もし
かりに、諸侯が京師の地で、全員朝宿の邑をもったとしたら、周には
千八百の諸侯がいるから、京師の地をうめ盡しても收容しきれず、物
事の道理に合わない」と。

(附)『禮記』王制正義によれば、「諸侯有大功盛徳於王室者」以下は、『五

經異義』の文であり、その中の前半は異義左氏説、後半は許慎のコメ
ントである。「なお、同正義に引く異義公羊説には「諸侯朝天子 天子
之郊皆、有朝宿之邑 從泰山之下 皆有湯沐之邑」とある」。

經夏六月己亥蔡侯考父卒

團諸侯日卒 正也

經辛亥宿男卒

團宿 微國也 未能同盟 故男卒也

經秋七月庚午宋公齊侯衛侯盟于瓦屋

④宋を齊の上においているのは、王が定めた爵位の次序によつたのであ
る。「瓦屋」は周地である。

團外盟不日 此其日何也

④僖公十九年には「夏六月宋公曹人邾人盟於曹南」とあって、日をいっ
てないから。

團諸侯之參盟於是始 故謹而日之也

④世間と道とが互いに相手を見失って、離ればなれになるにつれて、盟詛がますます彰らか〔or盛ん〕になってくるが、これによって、世を治め、教えを正すことが出来るわけではない。だから、日を存して惡を記録したのである。おそらく《春秋》での始めであろう。

(附)『莊子』繕性篇に「世喪道矣 道喪世矣 世與道交相喪也」とある。

また『老子』第五十七章に「法令滋彰 盜賊多有」とある。

團詰誓不及五帝

④「五帝」とは、黃帝・顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜をいう。「詰誓」とは、(今の)『尚書』の六誓・七詰がその遺文である。五帝の世では、道による教化があつく〔or純粹に〕備わっていて、詰誓をまたずに、信が自然と著われたのである。

(附)『莊子』天地篇に「汙乎淳備哉」とある。これによれば、「道化淳備」は、あるいは「道による教化は、純粹さが備わっていて」と解すべきかもしれない。

團盟詛不及三王

④「三王」とは、夏・殷・周をいう。夏后には鈞臺での饗應があり、商湯には景亳での命があり、周武には盟津での會があったが、衆に歸信されたため、盟詛する必要がなかった。

團交質子不及二伯

④「二伯」とは、齊桓・晉文をいう。齊桓には召陵でのいくさがあり、晉文には踐土での盟があったが、諸侯がつかだって服したため、人質

を交換する必要がなかった。

經八月葬蔡宣公

團月葬 故也

經九月辛卯公及莒人盟于包來

④「包來」は宋の邑である。

團可言公及人 不可言公及大夫

④「人」と稱するのは、衆多を示す表現である。「公及人」と言えるのは、國人が全て盟ったかのようなからである。「公及大夫」と言えないのは、大夫の身分で公に匹敵したかのようなからである。

經螟

經冬十有二月無佻卒

團無佻之名 未有聞焉

④聞いていなければ、隱公が大夫に爵命を與えなかったからか、有罪のため、貶して氏族をとり去ったのか、わからない。穀梁子は師から傳旨を受けなかったため、「未有聞焉」といったのである。

(附)補注にも指摘するように、「未有聞焉」の范注には問題があるが、ここでは追求しない。

團或曰 隱不爵大夫也

④「佻卒」「九年」の類である。

團或(說)曰(故)貶之也

④「無佻帥師入極」「二年」の類である。

(附)王引之は、「説」「故」の兩字を衍文であるとする。

〔隱公元年〕

經九年春天王使南季來聘

團南 氏姓也 季 字也

②「南季」は天子の上大夫で、氏をもって姓としているのである。(傳文で) 姓を區別するわけは、經文に「王季子來聘」「宣公十年」「祭伯來」「隱公元年」とあり、「王」も「祭」も、いづれも姓ではないからである。まぎらわしいから、區別するのである。「季」と、字をいうのは、爵命を受けて大夫となれば、名をもって他國に通じない、ということを明らかにしたのである。

(附)「氏姓」については、『姓』は衍文である。「顧炎武」は「姓をもって氏とする」「侯康」「氏であり、姓である」「補注」など、諸説があるが、ここでは追求しない。なお、莊公元年の傳文にも「氏姓」の語がみえる。

團聘 問也 聘諸侯 非正也

②『周禮』〔大行人〕に、「天子は、(諸侯に) 時聘させることによって、諸侯とのよしみを結び、殷覲させることによって、邦國の惡をとり除く。問問することによって、諸侯の志を諭し、脈をおくることによって、諸侯と福をとりかわし、慶を賀することによって、諸侯の喜びを助け、禴をとどけることによって、諸侯の災害(による損失)を補完する」とある。許慎が言っている「禮では、臣が病めば、君がみづか

ら見舞う。天子にも、下の者を聘問するつとめがある」と。(したがって) 傳に「諸侯に聘するのは正しくない」とあるのは、甯「私」には解せない。

(附)『禮記』王制正義によれば、「許慎曰」は、『五經異義』の文である

〔なお、同正義に引く異義公羊説には「天子無下聘義」とある。〕

經三月癸酉大雨震電

團震 雷也 電 霆也

經庚辰大雨雪

團志疏數也 八日之間再有大變 陰陽錯行 故謹而日之也

②劉向が言っている「(この時節には) 雷も電もまだ出現できない。(また) 雷・電が既に出現したとすれば、雪は二度と降るはずがない。いづれも時節を失している。雷・電は陽であり、雪が降るのは陰である。雷の出現が適當な時節でないということは、陽が陰を閉ざすことが出来ないということである。陰氣がほしのままにして、害をなそうとしているのである」と。

(附)『漢書』五行志中之上に、同様の文がみえる。

團雨月 志正也

②降ったのが、適當な時節であれば、月をいう。

團俠卒

團俠者 所俠也

②「俠」は名である。「所」はその氏である。

(附) 疏に引く麋信の説では、「所」を某の意とする。

團弗大夫者 隱不爵大夫也

⑤ 俠は爵命を受けて大夫となっていなかったから、氏をいわないのである。

團隱之不爵大夫何也

曰不成爲君也

⑥ 桓公を立てようとしていたことを明らかにしたのである。

經夏城郎

⑦ 「郎」は魯の邑である。

經秋七月

團無事焉 何以書 不遺時也

⑧ 四時がそろわなければ、一年が完成しない。

經冬公會齊侯于防

⑨ 「防」は魯地である。

團會者 外爲主焉爾

〔隱公十年〕

經十年春王二月公會齊侯鄭伯于中丘

⑩ 隱公がよそへ行く場合、ここからはいづれもみな、月をいうのは、天が雷や降雪の異變を告げて、篡弒の禍がおころうとしていることを示したのに、戒め懼れることを知らず、かえって、改めてしばしば會し

たので、危ぶんだのである。

經夏鞏帥師會齊人鄭人伐宋

⑪ 鞏は隱公の罪人であるから、隱公の世が終わるまで貶する〔「公子」を稱さない〕のである。

(附) この注は、公羊傳文とほぼ同文である。

經六月壬戌公敗宋師于菅

⑫ 「敗」に、例として日をいうかいわないかは、いづれも「戦」の場合と同じである。「菅」は宋地である。

團内不言戰 舉其大者也

⑬ 戦ったあとで敗るのであるから、「敗」は「戦」よりも重大である。

經辛未取郟 辛巳取防

團取邑不日 此其日何也

⑭ 僖公三十三年には「伐郟取訾婁」とあって、日をいってないから。

團不正其乘敗人而深爲利取二邑 故謹而日之也

⑮ 禮では、負傷者をさらに傷けず、戦では、逃げる者を追わない。(ところが) 公は昔で宋の師を敗り、さらにその二邑を取った。利を貪り、不仁である。だから、その日を謹んだのである。

(附) 文公十一年の傳文に「古者不重創」とあり、隱公五年の傳文に「戦不逐奔」とある。

經秋宋人衛人入鄭

經宋人蔡人衛人伐載 鄭伯伐取之

㊦ 一般に、國を取ったと書いてあるのは、いづれもみな、滅したのである。滅をかえて「取」というのは、それが容易であったことを明らかにするために用いられる。

團不正其因人之力而易取之 故主其事也

㊦ 三國で載を伐ったのであるから、それだけで載を制壓するのに十分である。(ところが) 鄭伯は人の危難を矜むことが出来ず、かえって一緒になって伐った。だから、鄭にだけ「鄭伯伐取之」と書いて、悪事の首領にしたのである。実際には、四國が一緒になって取ったのである。

(附) 「主其事也」について、補注では「取之」の上に「伐」を加えたことを指す」としている。つまり、三國と同様に、「伐」に主體的にかかわらせたということである。

經冬十月壬午齊人鄭人入郕

團入者 内弗受也 日入 惡入者也 郕 國也

〔隱公十一年〕

經十有一年春滕侯薛侯來朝

團天子無事 諸侯相朝 正也

㊦ 「事」とは、巡守・崩葬・兵革の事をいう。

團考禮脩德 所以尊天子也

諸侯來朝時 正也

㊦ 朝は、時をもってすべきものであるから、時を書けば、正しいのである。

團植言 同時也

㊦ 「植言」とは、別々に言うということである。「穀伯綏來朝 鄧侯吾離來朝」〔桓公七年〕のように。同時には来たが、一緒ではなかった場合である。

團累數 皆至也

㊦ 「累數」とは、まとめて言うということである。(ここの)「滕侯薛侯來朝」のように。同時に、しかも一緒に来た場合である。

經夏五月公會鄭伯于時來

㊦ 「時來」は鄭地である。

經秋七月壬午公及齊侯鄭伯入許

經冬十有一月壬辰公薨

團公薨不地 故也

㊦ 「不地」とは、「路寢」の類を書かないということである。

團隱之不忍地也

㊦ 「隱」は痛と同じ意味である。

團其不言葬何也

君弑賊不討 不書葬 以罪下也

㊦ 臣子を責めるのである。

團隱十年無正 隱不自正也

④「無正」とは、正月を書かないことをいう。

團元年有正 所以正隱也

⑤隱公が立つべきであることを明らかにしたのである。

〔桓公元年〕

經元年春王

團桓無王 其曰王何也 謹始也

⑥諸侯は勝手に立ってはならない。必ず王から國を受けるのである。桓公が始めて立ったこの場合は、治を示すのに便利であるから、その即位の始めを詳述し、王者の義を明らかにしたのである。

團其曰無王何也 桓弟弑兄 臣弑君 天子不能定 諸侯不能救 百姓不能去 以爲無王之道 遂可以至焉爾 元年有王 所以治桓也

經正月公即位

⑦杜預が言っている「嗣子の位は（父が）死んだ時點で定まるのに、改元するには必ず年を踰えるのを待つわけは、父の業をうけ継ぎ、父の志を完成しようとし、年の途中で變更するに忍びないからである。諸侯は年の始め「正月」ごとに、必ず廟で禮をとり行なう。諸々の、喪に遭って位を繼ぐ者は、これに因って改元即位〔杜注の原文では「正位」〕し、百官が序列される。だから、國の史官も、即位の事を策に書くのである」と。

團繼故不言即位 正也

⑧「故」とは、弑されたことをいう。

團繼故不言即位之爲正 何也

曰 先君不以其道終 則子弟不忍即位也

⑨哀痛の極みであるから、即位の禮を舉行するに忍びないのである。

團繼故而言即位 則是與聞乎弑也 繼故而言即位 是爲與聞乎弑 何也

曰 先君不以其道終 己正即位之道而即位 是無恩於先君也

⑩恩愛の心がなくことから推測すれば、弑にあつたことがわかる。

ここは、統轄的な例を明らかにしたのである。弑にあつたことさへ、

そうなのであるから、まして、みづから弑した場合はなおさらである。

(附)補注は「范注のように『與弑』と『親弑』とを區別するのはおかしい」という。

經三月公會鄭伯于垂

⑪「垂」は衛地である。傳例にいう「往（いき）に月をいうのは、往を危ぶんでである」〔定公八年傳文〕と。桓公は大悪人であるから、會にはいづれもみな月をいって、危ぶむのである。

團會者 外爲主焉爾

⑫鄭伯がこの會をなそうとしたわけは、田をとり易えるためである。

經鄭伯以璧假許田

團假不言以 言以 非假也

⑬實際に假りたのであれば、「以璧」と言うはずがない。

團非假而曰假 諱易地也

禮 天子在上 諸侯不得以地相與也

㊦諸侯は天子から地を受け、勝手にすることは出来ない。

團無田 則無許可知矣 不言許 不與許也

㊦ただ「以壁假許」と言って、「田」を（許の下に）つなげなければ、

許（全體）が鄭に属したことになる。今ここで「許田」と言っているのは、許の田は鄭に與えたが、許邑は與えなかった、ということを明らかにしたのである。諸侯に功績があれば、田を與えて秩禄を授ける。

（田は）人に借すことが出来るようである。ここは思うに、事實を言いたくなかったのである。

（附）補注では「不與」を、經がそういう表現を與えない「or許さない」の意とする。

團許田者 魯朝宿之邑也 邠者 鄭伯之所受命而祭泰山之邑也 用見魯之不朝於周而鄭之不祭泰山也

㊦天子に朝するとき宿泊する邑を、「朝宿」という。「泰山」は鄭の境内ではない。天王の巡守に隨従し、命を受けて祭るのである。勝手に交換したとなれば、朝も祭もいづれも廢止されたことがわかる。

經夏四月丁未公及鄭伯盟于越

㊦「越」は衛地である

團及者 内爲志焉爾 越 盟地之名也

經秋大水

㊦『禮記』月令に「季秋に夏の令を行えば、その國に大水がでる」とある。大水には例として時をいう。

團高下有水災曰大水

經冬十月

團無事焉 何以書 不遺時也

春秋編年 四時具而後爲年

㊦「編」は録の意味である。

〔桓公二年〕

經二年春王正月戊申宋督弑其君與夷

㊦「宋督」は、宋の卑者である。「卑者は國をもつて氏をいう」〔莊公十二年傳文〕。

團桓無王 其曰王何也 正與夷之卒也

㊦諸侯の卒は、天子が隱痛することであり、姦逆の人は、王法が誅するべきものである。だから、「王」を書いて、これを正したのである。

經及其大夫孔父

團孔父先死 其曰及何也

書尊及卑 春秋之義也

㊦邵が言う「會盟に『及』と言うのは、内外を分けるのである。尊卑に『及』と言うのは、上下を順序づけるのである」と。

團孔父之先死何也 督欲弑君而恐不立 於是乎先殺孔父

孔父 閑也

㊦「閑」とは、扞禦〔守り手〕をいう。

團何以知其先殺孔父也 曰 子既死 父不忍稱其名 臣既死 君不忍稱

其名

以是知君之累之也

④「累」とは、従うことをいう。

(附)補注では、延及の意とする。

圃孔(氏)父字諡也

⑤孔父には、難に殉ずるといふ勳があった。だから、その君が字をもつて諡としたのである。

(附)「字諡」について、補注は「字であり、諡である」と解する。なお、

段玉裁は「氏」の字を衍文とする。

圃或曰 其不稱名 蓋爲祖諱也

孔子故宋也

⑥孔子は、もとを正せば宋の人で、孔父の玄孫にあたる。

圃滕子來朝

⑦隱公十一年では「侯」と稱していたが、今ここでは「子」と稱している。おそらく、當時の王におとされたのであろう。

圃三月公會齊侯陳侯鄭伯于稷以成宋亂

⑧「稷」は宋地である。

圃以者 内爲志焉爾 公爲志乎成是亂也

⑨會することを欲したのは外である。賂を受けることを欲したのは公である。

圃此成矣 取不成事之辭而加之焉 於内之惡而君子無遺焉爾

⑩「事を完成していないという表現を取る」とは、(經文の)「以成宋亂」

という表現のことをいう。桓公は姦逆の人であるから、言葉をつくしてその惡を言い、遺漏がないようにするのである。江熙が言う「春秋

は、親者・尊者に對して、いづれもみな、掩いかくすことが出来ないほどの患惡でも、諱み、蓋いかくすのであるから、事を完成してないという表現を取って、君父の惡に加えるはずがあらうか。思うに、

宣公四年に『公及齊侯平莒及邾』とあり、傳で『平』とは成である」といっている。とすれば、『成』もまた平である。公は齊・陳・鄭と

ともに宋の亂を平定しようとしたが、賂の鼎を受け取って、亂を平定出来なかった。それ故に、『成宋亂』・『取郟大鼎』・『納于太廟』と書

いて、微旨を示したのである。理を尋ね、經意を推しはかると、傳はまちがっているようだ」と。徐邈が言う「宋は亂れてしまったが、治めれば治まる。亂を治められるか否かは、この會にかかっている。も

し諸侯が討てば、亂を治めたという功績があがり、討たなければ、亂を完成させたという責めを受ける。辭「表現」は、無意味に加えるこ

とがあらうか。《春秋》は、親者・尊者のために諱むけれども、事實を埋没させてしまうわけではない。だから、鼎を廟に納めたこと「桓

公二年」、僖公を躋して逆祀したこと「文公二年」、及び王室が亂れたこと「昭公二十二年」、昭公のがれたこと「昭公二十五年」など、

いづれもみな、事實を指して、(そのまま)書いているのである。哀

公七年の傳にいうところの「一國の道というものがあがり、天下の道と

いうものがある』〔實際の傳文は『有臨天下之言焉 有臨一國之言焉』である。なお、ここは引用の意圖がよくわからない〕である。君が社稷を失った場合ですら、書いてかくさないのである。まして、今こゝでは、四國が群がり會して、一人の過ちではなく、義をもって譏るにしても、自分自身が亂のもととなった場合よりも輕微なのであるから、なおさらである。ここをかしこと比べれば、それほど疑問な點はあるまい」と。

(附) 范注では「不成事之辭」の意味が不明確である。補注にも指摘するよ
うに、昭公二十二年の傳文「亂之爲言 事未有所成也」を参考にすべ
きであろう。つまり、焦點は、「亂」の一字にある。

なお、「江熙」については、『唐志』に「春秋公羊穀梁二傳評」三卷が
著録されている。吉川忠夫氏は、江熙を「范汪の故吏であろう」〔つ
まり共同製作者の一人〕という。とすれば、范甯が成書を引いたのか、
あるいは口義を引いたのか、徐邈の場合と同様な問題がある。ここで
は追求しない。

經夏四月取郟大鼎于宋 戊申納于太廟

⑩傳例に言う「納」とは、内が受け入れないということである〔宣公
十一年傳文〕と。日をいうのは、惡がひどいことを明らかにするため
である。「太廟」とは、周公の廟である。

團桓内弑其君 外成人之亂 受賂而退以事其祖 非禮也 其道以周公爲
弗受也

郟鼎者 郟之所爲也 曰宋 取之宋也

⑪この鼎は本來郟國が作ったもので、宋が後に手に入れたのである。

團以是爲討之鼎也

⑫宋の亂を討って〔完成して〕、かわりにその賂の鼎を受けとったので
ある。

團孔子曰 名從主人 物從中國 故曰郟大鼎也

⑬「主人」とは、鼎を作った主人をいう。それ故、郟に繋げるのである。
「物は中國に従う」とは、「大鼎」をいう。

(附) この范注では「中國」を何如に解しているか不明であるが、襄公五
年の注では、夷狄に對する中國と解している。なお、補注は、魯と解
している〔「國中」とするのかわか?〕。

經秋七月紀侯來朝

⑭隱公二年では「子」と稱していたが、今ここでは「侯」と稱している。
おそらく、當時の王に進められたのであろう。

團朝時 此其月何也

⑮隱公十一年には「春滕侯薛侯來朝」とあって、時を稱しているから。

團桓内弑其君 外成人之亂 於是爲齊侯陳侯鄭伯計數日以賂

⑯桓公は、罪が深く責が大であるうえに、さらにまた、三國とともに
どった日を計算して、宋に賂を要求したのである。

(附) 傳・注ともに、底本の「討」を、石經等に從って「計」に改める。な
お、「爲」は、柯劭忞に從って、與「ともに」の意に解する〔傳文の

「爲」も同じ」。

團己即是事而朝之 惡之 故謹而月之也

⑩「己」は紀である。桓公は諸侯とともに功勞を計算して、宋から賂を取った。非を非と悟れず、ひどい貪悪さである。(ところが)紀はその不肖さをえりわけることもなく、(こんな事の)直後に朝したのである。

經蔡侯鄭伯會于鄧

⑩「鄧」は某地「不明」である。

經九月入紀

團我入之也

⑩主の名を稱さないのは、内「魯」の卑者(だから)である。

經公及戎盟于唐

經冬公至自唐

⑩廟に報告するのを「至」という。傳例にいう「君がもどったことを言う」「廟に報告する」のは、往くのを危ぶみ、かえったことを喜んでである。これが、君がもどったことを言う意味「or春秋の義」である「襄公二十九年傳文」と。「離「二人の會」には『會』と言わない」「公羊傳文」。だから(會からではなくて)ある地「唐」からもどったとするのである。

團桓無會而其致何也 遠之也

⑩桓公には會が非常に多いのに、「無會」というのは、おそらく、會か

らもどったことを言う「廟に報告する」ことがないということであろう。弑逆の罪があるから、宗廟に報告できないはずなのに、今ここでもどったことを言っている「廟に報告している」のは、遠く戎狄に會したことを危ぶみ、かえることが出来たのを喜んでである。

(附)「遠之」とは、范注の言うように實際に遠くに行ったということではなくて、補注に言うように、《春秋》が遠いとするということであろう。

「桓公三年」

經三年春正月公會齊侯于嬴

⑩「嬴」は齊地である。

經夏齊侯衛侯胥命于蒲

⑩「蒲」は衛地である。

團胥之爲言 猶相也

相命而信諭 謹言而退 以是爲近古也

⑩約言を申べて、互いに通達しあうだけで、血を飲って誓盟したりはしなかったのである。「古」とは、五帝の時をいう。

團是必一人先 其以相言之何也 不以齊侯命衛侯也

⑩江熙が言う「いったい、互いに親しみあうのは、一方の徳ではない。だから、同聲は相應じ、同氣は相求めるのである。齊と衛との胥盟では、どちらかが先に倡えたはずだが、倡えるのと、それに和するのとは、理として均しいのである。もし、齊が先に衛に告命したとすれば、

功績は齊のものになってしまふ。衛が先に齊に告命したとすれば、齊はただ随従しただけということになってしまふ。互いに告命しあったと言へば、兩者の區別が判然としなくなるのである」と。

經秋七月壬辰朔日有食之既

團言日言朔 食正朔也

④朔日の食である。

團既者盡也 有繼之辭也

④盡きてまた生まれるのを「既」という。

經公子翬如齊逆女

④翬に「公子」と稱しているのは、桓公が彼を罪人としなかったからである。

團逆女 親者也 使大夫 非正也

經九月齊侯送姜氏于謹

④すでに齊の國を去ったから、「女」と言わないのである。まだ魯（の都）についていないから、「夫人」と稱さないのである。「謹」は魯地である。月をいうのは、重んじて記録したのである。

團禮 送女 父不下堂 母不出祭門 諸母兄弟不出闕門

④「祭門」は廟門である。「闕」は兩觀で、祭門の外にある。

團父戒之曰 謹慎從爾舅之言 母戒之曰 謹慎從爾姑之言 諸母般 申之曰 謹慎從爾父母之言

④「般」は囊「ふくろ」である。朝夕に必要なものを盛って、舅姑の用

に備えるためのものである。

團送女踰竟 非禮也

經公會齊侯于謹

團無譏乎

④齊侯は女を送って竟を踰え、遠く謹までやって來た。（このような）非禮の人と會したのだから、譏って當然であるかにみえる。

團曰爲禮也 齊侯來也 公之逆而會之 可也

④親迎の禮をなしたのである。

(附)「爲禮」は、禮となす、あるいは禮たりと讀むべき、認定の言葉であるから、この范注が、「爲禮」を説明したものであるとしたら、范注は非である。しかし、おそらくは「逆而會之」を説明したものであらう。

經夫人姜氏至自齊

團其不言翬之以來何也

④宣公元年には「遂以夫人婦姜至自齊」とあるから。

團公親受之于齊侯也

④重點は公にある。

團子貢曰 晁而親迎 不已重乎

④「晁」は祭服である。

團孔子曰 合二姓之好以繼萬世之後 何謂已重乎

經冬齊侯使其弟年來聘

經有年

⑤「有年」には、例として時をいう。

團五穀皆熟 爲有年也

〔桓公四年〕

經四年春正月公狩于郎

⑥春であるのに「狩」というのは、おそらく冬狩の禮を用いたからであろう。蒐狩には例として時をいうはずなのに、ここで月をいっているのは、公が禮を失ったことを重んじてである。莊公四年には「冬、公及齊人狩于郎」とあり、傳で「齊人」とは、齊侯のことである。「人」というのはなぜか。公の敵を卑しんでであり、（これは）公を卑しむため（の手立て）である」と言っている。とすれば、「齊人」と言うのは、公を人とするため（の手立て）であるから、譏意がこれだけで明らかである。それに「狩」が時節にあってはいる。だから月をいわないのである。

團四時之田 皆爲宗廟之事也

春日田

⑦獸を田から「or田で」取るのである。

團夏日苗

⑧苗のために害を除くから、「苗」というのである。

團秋日蒐

⑨蒐、擇して「選んで」、小を捨て、大を取るのである。

團冬日狩

⑩「狩」は圍み狩りである。冬は物がごとく完成するから、獲れば（みな）取りこみ、選擇はしないのである。

團四時之田用三焉

唯其所先得（一）爲乾豆

⑪上殺「上手の殺法」は心臓にあてるから、死ぬのがはやい。これを乾して豆實「豆に盛る乾肉」とし、祭祀することが出来る。

〔附〕兪樾は「一」の字を衍文とする。

團二爲賓客

⑫次殺は髀髀「もも」を射るから、死ぬのが少し遅い。

團三爲充君之庖

⑬下殺は腸にあてて汚泡するから、死ぬのが最も遅い。宗廟を先にし、賓客を次にし、庖廚を後にするのは、神を尊び客を敬する義である。

〔附〕兪樾は、范注の上殺・次殺・下殺の説を非とし、傳文は獲得の順序を問題にしているに過ぎないとする。

經夏天王使宰渠伯糾來聘

⑭「宰」は官であり、「渠」は氏である。天子の下大夫である。年老いていたから、字を稱するのである。この下に「秋」「冬」の二時がないのは、甯「私」にはなぜだかわからない。

〔桓公五年〕

經五年春正月甲戌己丑陳侯鮑卒

團鮑卒何爲以二日卒之

春秋之義 信以傳信 疑以傳疑

④實錄であることを明らかにしたのである。

團陳侯以甲戌之日出 己丑之日得 不知死之日 故舉二日以包也

⑤國君が一人でいなくなったのだから、きつと、辟病のため潛行したのであろう。

(附) 范注の「辟病」は、補注に従って、「辟易之病」つまり「狂」と解するべきであらう。

經夏齊侯鄭伯如紀

⑥「外國が往來しあうことは(普通)書かない」「下の傳文」。わが國「魯」を通過すれば書き、例として時をいう。

經天王使任叔之子來聘

⑦「任叔」は天子の大夫である。

團任叔之子者 錄父以使子也 故微其君臣而著其父子 不正父在子代仕之辭也

⑧「父を録して子を使う」とは、その人の氏名をいわず、父(の姓氏名)を稱して、「子」と言う、ということである。上では君が闕愚であり、下では臣が出しゃばった。おそらく、三者〔or兩者〕を譏ったのであろう。

(附) 范注の「參譏之」について、疏では、舊解〔君・臣(子)・父の三者を譏る〕と、或解〔君と臣とを交互に譏る〕とをあげて、依違してい

る。

經葬陳桓公

經城祝丘

⑨公が徳政を脩めず、城に恃んで民を安んじようとしたことを譏ったのである。

經秋蔡人衛人陳人從王伐鄭

⑩王がみづから、鄭を伐ったのである。

團舉從者之辭也

⑪王が諸侯に鄭を伐つことを命じたかのようにし、王命に従った三國を書いたのである。

(附) 范注では、「舉」を單に「書く」の意としているようだが、補注や柯劭忞に従って、「主にする」とか、「先にする」とかの意とする方が適切であらう。

團其舉從者之辭何也

爲天王諱伐鄭也

⑫みづから鄭を伐ったことを諱んだのである。

團鄭 同姓之國也 在乎冀州 於是不服 爲天子病矣

⑬鄭は姫姓の國であり、冀州ならば京師に近い。血縁があり距離が近いものすら、服従させることが出来ないのであれば、血縁がなく距離が遠い場合は、おのづと知れる。

經大雩

⑤「雩」とは、早祭して雨を請うことの名稱である。傳例に言う「雩して雨を得たときには『雩』と言ひ、雨を得なかつたときには『旱』と言ふ」〔僖公十一年傳文〕、「雩に月をいうのは、正しい場合である」〔僖公十一年・定公元年傳文〕、「雩に時をいうのは、正しくない場合である」〔成公七年・定公元年傳文〕と。『禮記』月令に「仲冬に夏の令を行なえば、その國は早になる」とある。

經蝻

⑥蝻の類である。『禮記』月令に「仲冬に春の令を行なえば、蝻蝗が害をなす」とある。

團螽 蟲災也 甚則月 不甚則時

經冬州公如曹

團外相如不書 此其書何也 過我也

⑦「わが國を通過した」とは、六年の「寔來」である。あとで事のゆく末を書く都合上、あらかじめ、その事のおこりを記録したのである〔cf. 莊公十七年傳文〕。

(附) 范注の、下のために本を張るの説は、何休に基くが、「夏齊侯鄭伯如紀」を参考すれば、おかしい。補注にも指摘するように、ここだけで獨立して考えるべきであろう。

〔桓公六年〕

經六年春正月寔來

⑧來朝には、例として時をいう。(ここで) 月をいつているのは、無禮を謹譏したのである。

團寔來者 是來也 何謂是來 謂州公也 其謂之是來何也 以其畫我 故簡言之也 諸侯不以過相朝也

⑨「畫」とは通過することで、朝することとは、ほど遠い〔or 朝廷とは遠く離れている〕。

(附) この范注は、補注にも指摘するように、不可解である〔あるいは、

「州公過魯都 不朝魯」という何休の説に基いているのかもしれない。〕
「畫」は、「以過相朝」に當たると考えるべきであろう。

經夏四月公會紀侯于鄆

經秋八月壬午大閱

⑩蒐閱には、例として時をいう。

團大閱者何 閱兵車也

⑪「閱」とは、簡練することである。

團脩教明論 國道也

⑫先王の教えを脩め、それを民に明示するのは、治國の道である。

團平而脩戒事 非正也

⑬那が言う「禮では、四時の田獵に因って、戒事を習用する。『長らえているときも亡びることを忘れず、安泰なときも危うさを忘れない』〔易〕繫辭下」という理念である。『平』とは、田獵に因らなかつたことをいう。(田獵の) 事がないのに脩めたのである」と。

團其日 以爲崇武 故謹而日之 蓋以觀婦人也

經蔡人殺陳佗

團陳佗者 陳君也 其曰陳佗何也 匹夫行 故匹夫稱之也 其匹夫行奈

何

陳侯意獵 淫獵于蔡 與蔡人爭禽 蔡人不知其是陳君也而殺之

④「淫獵」とは、自分勝手に行動して、伴のものたちとはぐれてしまつたことをいう。

團何以知其是陳君也 兩下相殺不道

④大夫が大夫を殺した場合には、《春秋》に書かない。

團其不地 於蔡也

經九月丁卯子同生

④「子同」は、桓公の嫡子、莊公である。

團疑 故志之

④莊公の母の文姜が、齊の襄公と私通したから、公の子ではないのではないかと疑われていたのである。

團時曰 同乎人也

④當時の人々はみな、「齊侯の子だ。よその人に似ている」と言っていたのである。

(附) 范注では「同」を似るの意としているようだが「?」、俞樾は『左傳』

にならって、生まれた日の干支が同じの意とする。また補注は、淫通するの意とする。

經冬紀侯來朝

〔桓公七年〕

經七年春二月己亥焚咸丘

④日をいっているのは、魯の惡を謹譏してである。

團其不言邾咸丘何也

④襄公元年には「圍宋、彭城」とあって、「宋」と言っているから。

團疾其以火攻也

④國に繋げないのは、邑を焚いた罪を、國を焚いたのと同等にさせようとしてである。

經夏穀伯綏來朝

經鄧侯吾離來朝

團其名何也

④隱公十一年には「滕(侯) 薛(侯) 來朝」とあって、名をいっていないから。

團失國也

④禮では、諸侯には生前に名をいわない。地を失えば、名をいう。

團失國 則其以朝言之何也

④文公十二年には「邾伯來奔」とあって、名をいっていないから。

團嘗以諸侯與之接矣 雖失國弗損吾異日也

④「以前のよう」に待遇したのである。「公羊傳文」。この下に「秋」「冬」

の二時がないのは、甯「私」にはなぜだかわからない。

〔桓公八年〕

經八年春正月己卯烝

④春の祭を「祠」と言い、薦めものには韭・卵を尙ぶ。夏の祭を「禴」と言い、薦めものには麥・魚を尙ぶ。秋の祭を「嘗」と言い、薦めものには黍・肫を尙ぶ。冬の祭を「烝」と言い、薦めものには稻・鴈を尙ぶ。牲を用いずに祭るのを「薦」と言い、薦して牲を加えるのを「祭」と言つて、禮がそれぞれ異なる。祭祀に禮を失つた場合には、例として日をいう。禮に合致した場合には、時をいう。定公八年に「冬、從祀先公」とある。僖公八年に「秋七月、禘于大廟」とあつて、月をいつているのは、(下につづく)「用致夫人」を謹識してであつて、禘自體に禮に違反する點があつたわけではない。

烝 冬事也 春興之 志不時也

經天王使家父來聘

④「家父」は天子の大夫で、「家」は氏、「父」は字である。

經夏五月丁丑烝

烝 冬事也 春夏興之 黷祀也 志不敬也

經秋伐邾

經冬十月雨雪

④『禮記』月令に「孟冬に秋の令を行なえば、霜雪が時ならぬときにあ

る」とある。

經祭公來 遂逆王后于紀

④「祭公」は、實内の諸侯で、天子の三公の一人である。親迎した場合には例として時をいい、親迎しなかった場合には例として月をいう。古春秋左氏説では「王者は至尊で、匹敵するものがないから、親迎の禮はない。祭公が王后を迎えた際、京師につかないうちに后と稱してゐることから、天子が行かなくても禮が完成することがわかる」と言ひ、鄭君がこれを釋して言つている「大姒の家は『邠水の北にあり、渭水のほとりにあり』(《詩》大雅大明)、文王は『渭水に親迎した』(同上)。これがとりもおさず、天子親迎の明文である。天子は尊いけれども、后とは夫婦の關係にある。夫婦は半分づつが合して一つになったもので、禮では一體である。所謂匹敵するものがないということとを、どうしてここに適用できようか。《禮記》に『哀公がたずねて言つた。冕して親迎するのは大げさ過ぎないだろうか。孔子がきつと顔色をかえて答えて言つた。二姓のよしみを合わせて先聖の後を繼ぎ、天地宗廟社稷の主となりますのに、君はどうして、大げさ過ぎるなどとおっしゃるのですかと。』(哀公問篇)とある。ここで、親迎して先聖の後を繼ぎ、天地宗廟社稷の主となる、と言つているのだから、天子でなくて誰であらうか」と。

(附)「故春秋左氏説曰」は『五經異義』の文、「鄭君釋之曰」は『駁五經異義』の文と考えられる。

團其不言使焉何也

④四年には「天王使宰渠伯糾」とあって、「使」を稱しているから。

團不正其以宗廟之大事即謀於我 故弗與使也

⑤時に天子は祭公に、魯に就いて「附き従って」いっしょに占卜し、后にふさわしい紀女を選択するよう命じた。(紀女がきまると、祭公は)そのまますぐに迎え、その間に(天子に)反命しなかった。

(附)この范注は不明確だが、傳文の「即」を就「つく」の意とし、「謀」を卜擇のこととしているようにみえる。「?」。補注では「即」を就「成す」の意としている。公羊傳文には「成使乎我」とあるから、一理ある。なお、それならば「謀」を使のことに解せるだろうか。それはわからない。あるいは「謀」は媒と解せるかもしれない。

團遂 繼事之辭也

其曰遂逆王后(故)略之也

⑥そのまますぐに迎えて無禮であったから、「逆女」と書かずに、「王后」と言ったのである。「略」とは、禮に従って稱さないとということである。

(附)愈樾に従って、「故」の字は衍文とする。

團或曰 天子無外 王命之則成矣

⑦四海の果てまで、王の臣でないものはない。(だから)王が紀女に、后となるよう命ずれば、それで早や、王后が成立するのである。諸侯の場合に、國(都)に入っようやく「夫人」と稱するのは違うのである。「或曰」の説の方が正しい。

〔桓公九年〕

經九年春紀季姜歸于京師

⑧「季姜」は桓王の後である。字「季」を書いているのは、父母の(子に對する)尊を伸ばしてである。「姜」は紀の姓である。

(附)ここは、杜預の注とほとんど同文である。

團爲之中者 歸之也

⑨「中」とは、婚事に關與することをいう。

經夏四月

經秋七月

經冬曹伯使其世子射姑來朝

團朝不言使 言使 非正也 使世子仇諸侯之禮而來朝 曹伯失正矣 諸

侯相見曰朝 以待人父之道待人之子 以內爲失正矣

內失正 曹伯失正 世子可以已矣 則是放命也

⑩「父に、その過失を諫めてくれる子がいれば、その身は不義に陥らずにすむ」(『孝經』諫争章)。射姑は曹伯の命を廢してもかまわないのである。

(附)底本の「故」を、石經等に従って「放」に改める。

團尸子曰 夫已多乎道

⑪邵が言う「『已』は止の意味である。朝せよという曹伯の命令を廢止すれば、曹伯は非禮の罪に陥らず、世子はみだりに従ったという咎め

を受けず、魯は正を失したという譏りを受けなくてすむ。三者が正しければ、道に合するところが多い」と。

(附)「夫已多乎道」については、諸説がある。例えば、俞樾は、「多」をまさるの意とし、「道」を(命に)したがうの意とする。

〔桓公十年〕

經十年春王正月庚申曹伯終生卒

團桓無王 其曰王何也 正終生之卒也

⑤徐乾が言う「與夷の場合〔二年〕は、弑された(という特殊ケースだ)から、卒を正すことの意味がはっきりしない恐れがある。それ故、ここ〔普通のケース〕で、また(傳を發して)それを明確にしたのである」と。

(附)「徐乾曰」について、『隋志』に「梁有春秋穀梁傳十三卷 晉給事郎徐乾注 亡」とあり、また『唐志』には、十三卷として著録されている。吉川忠夫氏は、徐乾を「徐邈の一族であろう」として、共同製作者の列に加えている。とすれば、范甯が成書を引いたのか、あるいは口義を引いたのか、徐邈・江熙の場合と同様の問題がある。ここでは追求しない。

經夏五月葬曹桓公

經秋公會衛侯于桃丘 弗遇

⑥「桃丘」は衛地である。桓公は弑逆の人であるから、外に出れば危険

がある。だから、會にはみな月をいう。(この場合は)衛侯が來なかつたので、危険がなかつた。だから、時をいっただのである。

團弗遇者 志不相得也

弗 內辭也

⑤會を唱えたのは衛の方である。(ところが)魯が桃丘に出かけていったのに、衛はやって來なかつた。だから「弗遇」「魯の方で遇わなかつた」と書いて、(魯の)恥を削いだのである。

(附)この注はむしろ逆である。「不遇」「遇わなかつた」と書かず、「弗遇」「遇えなかつた」と書いて、魯の責任を軽減したのである〔cf. 僖公二十六年・成公十六年〕。

經冬十有二月丙午齊侯衛侯鄭伯來戰于郎

⑤期日を約束し、きちんと陣立てした場合には、日をいう。傳例に言う「日をいわないのは、疑戦〔日をきめず、詐巧を用いて襲撃しあう〕の場合である」「〔莊公十年傳文〕と。

團來戰者 前定之戰也

⑤前もって期日を約束しておいて、戦ったのである。

團內不言戰 言戰則敗也

⑤兩者が匹敵するから、「戦」と言うのである。《春秋》は、外を内〔魯〕に匹敵させない。「戦」と書くのは、敗れた場合である。

(附)この范注は、何休〔王魯説〕によっているようだが、補注にも指摘するように、成公元年の傳文「爲親者諱敗 不諱敵」と矛盾する。

團不言其人 以吾敗也 不言及者 爲內諱也

〔桓公十一年〕

經十有一年春正月齊人衛人鄭人盟于惡曹

④「惡曹」はどここの地か不明である。

經夏五月癸未鄭伯寤生卒

經秋七月葬鄭莊公

④莊公は段を殺した〔隱公元年〕。徳を失えば葬をいわないはずなのに、ここで葬を書いているのは、段が弟としての道をふみはずし、王法によれば討伐されて當然であったから、身内を殺した〔or親親の道をそこなった〕という理由で貶する、ということではしなかったのである。

經九月宋人執鄭祭仲

④「祭」は氏であり、「仲」は名である。大夫を執えるのに、有罪の場合例として時をいい、無罪の場合は月をいう。ここで月をいっているのは、（祭仲が無罪だからではなくて）下の盟のためである。

團宋人者 宋公也 其曰人何也 貶之也

④他國の權臣を執え、嫡子を廢して庶子を立てたことをにくんだのである。

經突歸于鄭

④「突」は、鄭の厲公で、昭公の弟、莊公の子である。

團曰突 賤之也

曰歸 易辭也

④傳例に言う「歸」というのは善なる場合であり、『自某歸』というの

はこれにつぐ場合である〔成公十六年傳文〕と。この傳には「歸」というのは易辭である」と言っている。とすれば、「歸」には二つの義があるのであって、いづれもがみな善なる場合なのではない。突は兄の位を奪い、權臣にあやつられたのであるから、この「歸」には、善（の義）はないのである。

團祭仲易其事 權在祭仲也 死君難 臣道也 今立惡而黜正 惡祭仲也

④「易辭」とは、廢立の權が（祭仲）自身にあったことを言う。

經鄭忽出奔衛

④「忽」は、鄭の昭公である。

團鄭忽者 世子忽也 其名 失國也

④「名をいう」とは、世子をとり去って、ただ「忽」と稱することをいう。

經柔會宋公陳侯蔡叔盟于折

④「蔡叔」は、蔡の大夫の名であり〔or蔡の大夫で、名をいっているのであり〕、爵命を受けていなかったから、氏はいわないのである。「折」は某地〔不明〕である。

團柔者何 吾大夫之未命者也

經公會宋公于夫鍾

④「夫鍾」は郟地である。

經冬十有二月公會宋公于闕

⑩「闕」は魯地である。

〔桓公十二年〕

經十有二年春正月

經夏六月壬寅公會紀侯莒子盟于曲池

⑪「曲池」は魯地である。

經秋七月丁亥公會宋公燕人盟于穀丘

⑫「穀丘」は宋地である。

經八月壬辰陳侯躍卒

⑬陳の厲公である。

經公會宋公于虛

⑭「虛」は宋地である。

經冬十有一月公會宋公于龜

⑮「龜」は宋地である。

經丙戌公會鄭伯盟于武父

⑯「武父」は鄭地である。

經丙戌衛侯晉卒

團再稱日 決日義也

⑰二つの事件が、いづれもみな、日をいう例に當たる（or日をいうべきである）ということを示したものである。晉は不正であるから、

（本來なら）卒に日をいうべき場合（or人物）ではないが、不正は前にすでに示されている（から日をいった）のである。つまり、隱公四年に「衛人立晉」とある。齊の小白の場合「莊公九年及び僖公十七年」と同義である。

經十有二月及鄭師伐宋 丁未戰于宋

團非與所與伐戰也

⑱「非」は責の意味である。

團不言與鄭戰 恥不和也

於伐與戰 敗也 內諱敗 舉其可道者也

⑲宋を伐ったときに（仲間われして）鄭と戦い、内〔魯〕が敗れたのである。戦は敗よりも軽い。「戦」は言えるが、「敗」は言えない。

〔桓公十三年〕

經十有三年春二月公會紀侯鄭伯 己巳及齊侯宋公衛侯燕人戰 齊師宋師

衛師燕師敗績

⑳徐邈が言う「僖公九年の傳に『禮では、柩が堂上にあるうちは、孤に外事はない』とある。今ここでは、衛の宣公が未だ葬られていないのに、嗣子が『侯』と稱して外へ出たのだから、禮を失したことが明らかである。宋・陳には『子』と稱し「僖公九年及び同二十八年」、（この）衛には『侯』と稱しているのは、自稱に従って書いたものであって、（これによって）得失〔善惡〕がおのずと現われる」と。

團其言及者 由内及之也

其曰戰者 由外言之也

④「内には『戦』と言わない。『戦』と言うのは、敗れた場合である」「十年傳文」。今ここでは、魯は紀・鄭といっしょに討った。紀・鄭がいたから、「戦」と言えるのである。

團戰稱人 敗稱師 重衆也

其不地 於紀也

⑤《春秋》では（普通）戦に地をいわないことはない。もし紀で戦ったのであれば、理由〔or目的〕もなく地をいわなかったことになる。鄭君が言っている「『紀』は（正しくは）己〔おのれ〕につくるべきで、魯に於いてであったことをいう。字の誤りである。時に戦は（魯の）龍門で行なわれた。城下の戦ならば、身近に迫られたということであるから、（恥じて）地をいわなかったのである」と。

（附）疏によると、「春秋云云」は、何休の『穀梁廢疾』の文であり、したがって「鄭君曰」以下は、『釋穀梁廢疾』の文である。底本の「得」の字は、四部叢刊本に従って「時」に改める〔疏に引く春秋考異郵にも「時、戦在魯之龍門」とある〕。なお、王引之は、傳文では魯のことを「我」とか「内」とか言うのが普通で、「己」と言う例はない、という理由から、鄭玄の説〔實は公羊と同じ〕を非とし、「紀」はやはり紀國のことであるとしている。

經三月葬衛宣公

經夏大水

經秋七月

經冬十月

〔桓公十四年〕

經十有四年春正月公會鄭伯于曹

經無冰

⑥いづれもみな、君が去就に明らかでなく、政治がゆるんだために招いたものである。『五行傳』に「視が明らかでないのを不哲という。その罪は舒であり、その罰は常燠である」とある。

（附）「五行傳曰」以下は、『漢書』五行志中之下に、「傳曰」として同文がみえる。所謂洪範五行傳である。

團無冰時 燠也

經夏五鄭伯使其弟禦來盟

團諸侯之尊 弟兄不得以屬通 其弟云者 以其來我 舉其貴者也

來盟 前定也 不日 前定之盟不日

⑦信は以前にあって、今ここで結んだのではない、ということを言うのである。

團孔子曰 聽遠音者 聞其疾而不聞其舒

⑧「疾」とは、はやく激しい音をいう。「舒」とは、おそくおだやかなのをいう。

團望遠者 察其貌而不察其形

④「貌」とは、姿かたちである。「形」とは、顔かたち「or色」である。
團立乎定哀以指隱桓 隱桓之日遠矣 夏五 傳疑也

⑤孔子は定・哀の世にあって、(遠く)隱・桓の世の事件を記録した。
だから、闕文の疑いをそのままにして、「月」を書かず、すべて實録
であることを明らかにしたのである。

經秋八月壬申御廩災

⑥「御廩」とは、公が自分で耕した穀物を藏し、祭祀の供物とするため
の倉である。内「魯」の(火)災には、例として日をいう。

經乙亥嘗

團御廩之災不志

⑦些細な事件だから。

團此其志何也 以爲唯未易災之餘而嘗可也 志不敬也

⑧鄭嗣が言う「やけ残りを易えずに(そのまま使って)嘗してはじめて、
記すことが出来るのである。やけ残りを置いて宗廟を祭るのは、人の
子たるものがその心力を盡くす(に適當な)やり方ではなく、不敬の
大なるものである」と。

(附)鄭嗣については、人物も不明であり、書物も『隋志』『唐志』に著録
されていない。馬國翰と吉川忠夫氏はともに、共同製作者の一人とし
ている。なお、この鄭嗣説はおかしい。王念孫の説に従って、「唯」
を雖に通じるとし、「可也」で斷句すべきであろう。

團天子親耕以共粢盛

④天子は自分で耕し、その禮は三推「すきをおす」である。黍稷「穀
物」を「粢」といい、器に盛ったのを「盛」という。

團王后親蠶以共祭服

⑤王后は自分でかいこを養い、齋戒して自分で桑を採る。夫人は三纁
「いとくり」し、ついで三宮に分け與え(て繰させ)る。(ついで)朱
・綠・玄・黃に染め、それで美しい色どり模様「ぬいとり」をつくる。
服が出来上ると、君が身につけて、祭を行なう。

團國非無良農工女也 以爲人之所盡事其祖禰 不若以己所自親者也

⑥凱「范甯の第三子」が言う「いったい、人を治める方法のうちで、禮
より大事なものはない。禮には五つの經「吉・凶・賓・軍・嘉」があ
るが、(そのうちで)祭「吉」より重要なものはない。祭は、物が外
からやってくるものではなくて、(心が)中から出るものである。
みづから誠信を盡してはじめて、神明と交通することが出来るのであ
り、これが祭の道である」と。

(附)ここは全文、『禮記』祭統によっている。

團何用見其未易災之餘而嘗也

曰 甸粟而内之三宮 三宮米而藏之御廩

⑦「甸」とは、『周禮』の甸師で、田をつかさどる官である。「三宮」
とは、三夫人である。宗廟の禮では、「君が自分で(牲を)割ぎ、夫
人が自分で臼でつく」「文公十三年傳文」。

團夫嘗必有兼甸之事焉

⑧夫人が自分で臼でつくというのが、「兼甸之事」「十日以上かかる仕

事」である。

(附)底本の「旬」「傳文及び注文」を、王引之の説に従って、ともに「旬」に改める。

團壬申御廩災 乙亥嘗 以爲未易災之餘而嘗也

⑤鄭嗣が言う「壬申と乙亥とは、四日しか離れていない。費した日数がほんのわずかであるのに、たくさん仕事をしたということから、易えないで嘗したことが明らかである、ということを用いるのである」と。

經冬十有二月丁巳齊侯祿父卒

經宋人以齊人蔡人衛人陳人伐鄭

團以者 不以者也 民者 君之本也 使人以其死 非正也

⑥「不以者」とは、本來統制する資格がないのに、今ここで以「ひき」いたことをいう。四國が宋に自分たちの師を勝手に使用させ、民の命を軽んじたことを譏ったのである。

〔桓公十五年〕

經十有五年春二月天王使冢父來求車

團古者諸侯時獻于天子以其國之所有 故有辭讓而無徵求 求車 非禮也

求金 甚矣

⑦文公九年に「毛伯來求金」とある。

經三月乙未天王崩

⑧桓王である。

經夏四月己巳葬齊僖公

經五月鄭伯突出奔蔡

團譏奪正也

⑨禮では、諸侯には生前に名をいわない。今ここでは、突に「or「突」と」名をいって、譏ったのである。

經鄭世子忽復歸于鄭

團反正也

經許叔入于許

⑩傳例に言う「大夫が出奔して（また國へ）かえるのに、好「善」をもつてする場合には『歸』といい、悪をもってする場合には『入』という」〔莊公九年傳文〕と。

團許叔 許之貴者也 莫宜乎許叔 其曰入何也 其歸之道非所以歸也

⑪泰〔范甯の長子〕が言う「許國の貴者で許叔以上の者はいず、叔の、君として立つべき適性〔資格〕は、他に匹敵する者がいなかった。しかしながら、進んでは王の命がなく、退いては父からの授與ではなかった。だから、『歸』とは書かず、『入』と書いて、悪入と同じにしたのである」と。

經公會齊侯于蒿

經邾人牟人葛人來朝

⑫何休が言っている「桓公は行ないが悪かった〔or悪を行なった〕のに、

三人がつれだって彼に朝事した。三人ならば衆(多)であり、衆(多)ならば責めるに値するから、「人」と稱して)三人を夷狄扱いしたのである」と。

經秋九月鄭伯突入于櫟

④「櫟」は鄭の邑である。突は不正であったから、「入」と書いて、「義として)受け入れるべきでないことを明らかにしたのである。

經冬十有一月公會宋公衛侯陳侯于袤伐鄭

④「袤」は宋地である。

圍地而後伐 疑辭也 非其疑也

④鄭の突は國を篡奪しようとしたのであるから、伐ってこれを正すのは義である。疑う「逡巡する」べき場合ではない。だから、責めたのである。

(附)突を伐ったとする范注の事實認識はおかしい。補注にも指摘するよう
に、忽を伐った(つまり突を助けた)とするべきであろう〔cf. 十六年
秋七月の范注「桓公再、助篡伐正」〕。

〔桓公十六年〕

經十有六年春正月公會宋公蔡侯衛侯于曹

經夏四月公會宋公衛侯陳侯蔡侯伐鄭

④蔡はいつも衛の上にいる。今ここで、陳の下にならべられているのは、
おそらく遅れて到着したからであろう。

(附)この注は、杜預の注と同文である。

經秋七月公至自伐鄭

圍桓無會 其致何也 危之也

④桓公は二度まで篡奪者「突」を助け、正當者「忽」を伐ったから、非
常に危険な立場にあった。(だから)無事に歸れたことを喜んで、(特
に)もどったことを言ったのである。

(附)「桓公再、助篡伐正」について、疏に引く范甯の自己辯護及び疏の解説
はいかにも苦しい〔cf. 十五年冬十有一月の范注〕。

經冬城向

經十有一月衛侯朔出奔齊

④「朔」は惠公の名である。

圍朔之名 惡也 天子召而不往也

〔桓公十七年〕

經十有七年春正月丙辰公會齊侯紀侯盟于黃

④「黃」は齊地である。

經二月丙午公及邾儀父盟于雒

④「雒」は魯地である。

經夏五月丙午及齊師戰于郎

圍內諱敗 舉其可道者也

㊦「敗」は恥が大きく、「戦」は恥が小さい。

團不言其人 以吾敗也

㊦「人」と言えば微者である。微者に敗れたとなれば、その恥はさらにひどくなる。だから、「師」と言ったのである。

(附)この注はおかしい。注のような意味ならば、傳文は「不言其人」ではなくて、「其不言人」とあるべきである。また、僖公二十二年の秋八月の項と明らかに矛盾する。補注に従って、「不言其人」は下の「不言及之者」と同じとするべきであろう。なお、僖公四年には、兩者を合成した「不言其人及之者」という表現がみえる。

團不言及之者 爲内諱也

㊦「及」には(その上に)人がいる「主語がある」はずであるが、公が自分で(軍を)ひきいたから、恥が大きくて言えないのである。

(附)補注では「及之者」を公に限定せず、魯の誰かとする。

經六月丁丑蔡侯封人卒

經秋八月蔡季自陳歸于蔡

團蔡季 蔡之貴者也

自陳 陳有奉焉爾

㊦陳が助力したのである。

經癸巳葬蔡桓侯

㊦徐邈が言う「葬は臣子の仕事であるから、葬を書く場合には、いづれもみな『公』を諡にそえる。ここで『侯』と稱しているのは、おそら

く、蔡の臣子が禮を失し(て『侯』と稱し)だから、彼らの呼稱をそのまま用いて、過失を示したのであろう」と。

經及宋人衛人伐邾

經冬十月朔日有食之

團言朔不言日 食既朔也

㊦「既」は盡の意味である。朔一日を盡し、あくる日になってようやく食したのである。つまり、月の二日の食である。

〔桓公十八年〕

經十有八年春王正月公會齊侯于濼

㊦この年に「王」を書いたのは、王法を用いて、桓公を治正する仕事を終えたのである。

經公(與)夫人姜氏遂如齊

㊦公はじめ夫人といっしょに行き、濼につくと、公は齊侯と會禮を行なった。だから、先に濼で會したことを書いたのである。會がおわると、つれだって齊に到達した。だから「遂」と言ったのである。「以上、杜預の注と同文」。「遂」とは、事を繼ぐという表現である。「八年傳文」。他の箇所もみな、これに倣う。

(附)底本の「與」の字は衍文と考えられる。石經に従って刪正する。

團濼之會 不言及夫人何也

㊦夫人が實際に(その場に)いたことからして、「公及夫人姜氏會齊侯

于濼」と言うのが當然であるから。

團以夫人之仇 弗稱數也

④濼の會では、夫人が驕伉だったから、「及」と言えず、それ故（夫人を）捨てて數えなかったのである。今ここで、（夫人についても）「遂如齊」と書いたのは、事變「桓公の弑殺」を招いた原因を記録しようとしたから、書かないわけにゆかなかったのである。（ただし）まことに驕伉で、制御出来なかったから、「及」とは言わなかったのである。「本來なら「公及夫人姜氏遂如齊」と言う」。

經夏四月丙子公薨于齊

④（實は）夫人が齊と謀って殺したのである。書かないのは、諱んである。魯公が薨じた場合には、正・不正いづれもみな日をいう。内「魯」と外とを區別するため（の手立て）である〔cf.「諸侯日卒 正也」隱公三年傳文等〕。

團其地 於外也

薨稱公 舉上也

④「公」は五等級の最上である。

經丁酉公之喪至自齊

經秋七月

經冬十有二月己丑葬我君桓公

團葬我君 接上下也

④「我君」と言うのは、國中の上下〔臣民〕に及ぶ表現である。

（附）補注では、「上下」を五等爵の意とする。

團君弑賊不討 不書葬 此其言葬何也

④隱公には葬を書かなかったから。

團不責踰國而討于是也

④禮では、君父の讎とは、ともに天を戴かない。それなのに、「國境を踰えてこの時（すぐ）に討てとは強要しない」と言うのは、時に齊は強大で、自分達〔魯〕の討てる相手ではなかったからで、君子はその事實に即して恕し、臣子の恩を伸ばしてやった〔葬を書いた〕のである。（附）「于是」は、補注に従って「於此時」の意とする。なお、何休の注に「時齊強魯弱 不可立得報 故君子量力 且假使書葬」とある。

團桓公葬而後舉諡 諡所以成德也 於卒事乎加之矣

④諡は行ないの迹であり、徳を表わすためのものである。人が死んだ場合、（その喪）事は葬でおわる。だから、葬のときに稱號を定めるのである。昔、武王が崩ずると、周公は諡法を制定し、立派な行ないをした者は立派な名號を受け、つまらぬ行ないをした者はつまらぬ名號を受けるようにした。善を勧め悪を懲らすため（の手立て）である。禮では、天子が崩ずると、天命を稱して諡を與え、諸侯が薨ずると、天子が諡を與え、卿大夫が卒すると、その君から諡を受ける。團知者慮 義者行 仁者守 有此三者備 然後可以會矣

④桓公は、この三者がないのに、出て大國と會した。だから、殺されたのである。

《附録》

〔隱公元年〕

經元年春王正月

團（下に）即位の事が記されていないのに、「正月」というのは、（隱公は實際には即位したのであって）、その即位の始めを謹んだのである。隱公には、どうして即位を言わないのか。隱公の意志を（經文の上で）成就したのである。どのような點で成就したのか。公となるつもりはなかったということを言うのである。公となるつもりはなかったとは、どういうことか。桓公に位を譲ろうとしていたのである。桓公に譲るのは正しいことか。正しくない。《春秋》は、人の美を成就し、人の悪は成就しないものである。（今ここで）隱公は正しくないのに、その意志を成就するのはなぜか。それによって、桓公をにくもうとするのである。桓公をにくむのはなぜか。隱公が譲ろうとし、桓公が弑したとすれば、桓公は悪であり、桓公が弑し、隱公が譲ろうとしたとすれば、隱公は善だからである。善であるならば、正しくないというのはなぜか。《春秋》は、（公）義を貴んで（私）惠を貴ばず、（正）道を伸ばして邪（道）を伸ばさないからである。孝子は、父の美を揚げ、父の悪は揚げないものである。先君〔惠公〕が（はじめ）桓公に位を與えようとしていたのは、正しくない。邪である。しかしながら、結局はその邪心に勝って、隱公に位を與えたのである。（ところが）自分〔隱公〕は、先君の邪志を探って、そのまま桓公に與えようとしたとすれば、これは父の悪を成就することになる。兄弟は天の次序で

ある。（また、隱公は）子としては、父に命を受け、諸侯としては、君〔天子〕に命を受けたのである。（それなのに）自分は、天の次序を廢して君父を忘れ、小惠を行ったのである。小道である。隱公のよるな者は、千乗の國を輕んじたといえるのであり（正）道を履行してないのである。

經三月公及邾儀父盟于昧

團「及」とは何か。魯の方が希望したということである。「儀」は字である。「父」は傳と同じで、男子の美稱である。「邾子」と言わないのはなぜか。邾は昔、微國で、周から爵命を受けていなかったからである。日をいわないのは、（後に）盟が變わったからである。「昧」は地名である。

經夏五月鄭伯克段于鄆

團「克」とは何か。よくしたということである。何をよくしたのか。よく殺したのである。（それなら）どうして「殺」と言わないのか。段に徒衆がいたことを示すためである。段は鄭伯の弟である。どうして弟であることがわかるのか。（一般に）世子・母弟を殺した場合に君を名ざす。（ここで「鄭伯」と）君を名ざしていることから、弟であることがわかるのである。段は弟であるのに「弟」と言わず、公子であるのに「公子」と言わないのは、彼を貶してである。段が子弟としての道を失ったからである。（つまり、これらの表現は）段を賤しめ、鄭伯をひどいとしているのである。なぜ鄭伯をひどいとするのか。鄭

伯が（一事に）心を處き、（思）慮を積んで、殺害を成したことをひどいとするのである。「鄆で」と（その地を）言うのは、遠かったからである。（つまり）赤子をその母の懷中から探し出して殺したというようなもので、これをひどいとするのである。それならば、鄭伯の立場としては、どのようにすべきであったのか。「ことさらゆっくり追跡して、賊を逃がしてやるのが、親親の道というものである」〔閔公二年公羊傳文〕。

經秋七月天王使宰咺來歸惠公仲子之賵

團母は子をもって氏とする。「仲子」とは誰か。惠公の母であり、孝公の妾である。禮では、人の母に賵をおくるのはよいが、人の妾に賵をおくるのはいけない。（そこで）孔子は、禮に抵觸しない表現によって、魯に受けとらせたのである。（また）そもそもこの記事を書いたのは、送葬に間にあわなかったからである。「賵」とは何か。乗馬を贈といい、衣衾を襚といい、貝玉を含といい、錢財を賻という。

經九月及宋人盟于宿

團「及」とは何か。内〔魯〕の卑者である。「宋人」とは、外の卑者である。卑者の盟には日をいわない。「宿」とは邑の名である。

經冬十有二月祭伯來

團「來」とは來朝である。「朝」と言わないのはなぜか。襄内の諸侯は、天子の命がなければ、出て諸侯と會することは出来ない。祭伯の外交を正しくしないとすると、「朝」（という表現）を與えない〔or許さな

い〕のである。（君命がなければ）おくりものの弓・鏃矢や束脩の肉が、國境を出ることはありえない。人臣たる者は、君に匹敵してはいけないのである。

（附）兪樾は、「鏃」を候と讀み、「肉」を問の誤りとして、「以弓相聘 以矢相候 以束脩相問」の意と解している。

經公子益師卒

團大夫の卒に日をいうのは、正しかった場合であり、卒に日をいわないのは、悪かった場合である。

〔隱公二年〕

經二年春公會戎于潛

團「會」とは、外が主となった場合である。知者は慮り、義者は行い、仁者は守る。この三者がそろっていはじめて、（君は國を）出て（他國と）會することが出来るのである。「戎と會した」と書いたのは、公を危ぶんでである。

經夏五月莒人入向

團「入」とは、内〔この場合は魯〕が（義として）受け入れないということである。「向」はわが（魯の）邑である。

經無佞帥師入極

團「入」とは、内〔この場合は極〕が（義として）受け入れないということである。「極」は國である。意味もなく〔orかりにも〕他國〔こ

ここでは「極」に入ろうと志す時には、他國（ここでは莒）もまたこちらに入ってくるものなのである。（無佞に）氏を稱さないのは、同姓を滅したから、貶したのである。

經秋八月庚辰公及戎盟于唐

經九月紀履緌來逆女

團（公）女を迎えるのは、自分ですべきことである。大夫を使うのは正しくない。（「紀履緌」と）國をもって氏をいつているのは、來てわが國（君）と接したから、孔子が進めたのである。

經冬十月伯姬歸于紀

團禮では、「婦人が嫁ぐのを『歸』といい」（「公羊傳文」、かえるのを「來歸」という。（いづれも）人「夫」に従うのである。婦人は、家にあつては父に制せられ、嫁げば夫に制せられ、夫が死ねば長男に従う。婦人は勝手に行動してはならないのであつて、必ずだれかに従うのである。（ここでは）「伯姬が紀に歸した」とあつて（迎えにきた者を并稱せず）、勝手に行動したような表現になっているのはなぜか。勝手に行動したのではない。わが國の伯姬が紀に嫁いだから、それを記録したまでである（迎えにきた者は他國の人間であるから、記録するに値しない）。（九月の經文に）「使」といわないのはなぜか。迎える方法が正しくなかったから、（わざわざ）言うに値しないのである。

經紀子伯莒子盟于密

團一説では、紀子が莒子を伯として、これと盟つたのである。もう一説では、年も爵も同じであつたので、紀子が（自分を）伯として、（莒子に）先んじたのである。

經十有二月乙卯夫人子氏薨

團夫人が薨じた場合は、その地をいわない。「夫人」とは隱公の妻である。卒して、その葬を書かないのは、夫人の義は君に従うべきものだからである。

經鄭人伐衛

〔隱公三年〕

經三年春王二月己巳日有食之

團日をいい、「朔」をいわないのは、みそかに食した場合である。「有食之」と言うのはなぜか〔補注に従つて、原文の「日」は、「日」の誤りと考える〕。（一般に）吐き出した場合には、その土壤は外にあらわれて目につく。食った場合には、その土壤は内に入って目につかない。（日食の場合）闕けてその土壤が見えないのは、何者か、それを食つたものが有つたからである。「有」は内辭であり、「或」は外辭である。「有食之」とは、太陽について内辭を用いたのである。「食之」〔月食目〕と言わないのはなぜか。わからないということを知るのが、知というものだからである。

經三月庚戌天王崩

團高いものに「崩」といい、厚いものに「崩」といい、尊いものに「崩」という。天子に「崩」というのは、尊いからである。(そもそも)崩御の記事を書いたのはなぜか。天子は民の上にいるから、崩御の記事を書いたのである。名をいわないのはなぜか。(天子は)大上であるから、名をいわないのである。

經夏四月辛卯尹氏卒

團「尹氏」とは誰か。天子の大夫である。外大夫には、(普通)卒をいわない。ここではなぜ卒をいうのか。天子の崩御の際「上三月」、魯の先導役をしてくれたから、隠んで卒をいうのである。

經秋武氏子來求賻

團「武氏子」とは誰か。天子の大夫である。天子の大夫ならば、「武氏子」と稱するのはなぜか。(武氏子の父の)喪が未だおわっていないため、孤「武氏子」は未だ爵命を受けていなかったからである。未だ爵命を受けていないのに、これを使に出すのは正しくない。「使」と言わないのはなぜか。君がいなかったからである。死者におくるのを「賻」といい、生者におくるのを「賻」という。おくることは正しいが、求めることは正しくない。周が求めなくても、魯はおくらなくてはいけない。魯がおくらなくても、周は求めてはいけない。「求」というのは、得られるか得られないか、わからない、という表現である。(要するにこの記事は)周と魯との兩方を譏ったのである。

經八月庚辰宋公和卒

團諸侯の卒に日をいうのは、正當だった場合である。

經冬十有二月齊侯鄭伯盟于石門

經癸未葬宋繆公

團葬に日をいうのは、事變があった場合である。埋葬出来ないのではないかと(孔子が)危ぶんだのである。

〔隱公四年〕

經四年春王二月莒人伐杞取牟婁

團傳にいう、「伐」と言い、「取」と言うのは、にくんでである。諸侯が互いに伐って地を取りあうことは、ここに始まった。だから、謹譏して記録したのである。

經戊申衛祝吁弑其君完

團大夫がその君を弑するのに、國をもって氏をいうのは、(國君に)まぎらわしい場合である。(つまり)弑して、これにとって代わろうとした場合である。

經夏公及宋公遇于清

團「及」とは、魯の方が希望したということである。「遇」とは、お互いに気が合ったということである。

經宋公陳侯蔡人衛人伐鄭

經秋翬帥師會宋公陳侯蔡人衛人伐鄭

團「羣」とは誰か。公子羣である。「公子」と稱さないのはなぜか。貶してである。なぜ貶すのか。隱公を弑するのに関與したから、貶するのである。

經九月衛人殺祝吁于濮

團「人」を稱して殺すのは、有罪を殺す場合である。(國をもつて氏をいわず)「祝吁」と、ただ名だけをあげるのは、(國君に匹敵する)きらいがなくなつたからである。月をいうのは、謹んでである。「于濮」というのは、賊を(遠くまで)のがしたことを譏つてである。

經冬十有二月衛人立晉

團「衛人」とは、衆多を表わす表現である。「立」とは、立てるべきではないということである。「晉」と、名だけをいうのは、(繼嗣として)正當でないからである。「人」を稱して彼を立てたのはなぜか。衆人の支持を得たからである。衆人の支持を得たのなら、賢者である。賢者であれば、「立てるべきではない」というのはなぜか。《春秋》の義では、諸侯の繼嗣は、嫡長にゆるし「or與え」、賢者にはゆるさない「or與えない」からである。

〔隱公五年〕

經五年春公觀魚于棠

團傳にいう、常事には「視」と言い、非常事には「觀」と言う。禮では、尊者は小事を自分でせず、卑者は大功をつかさどらない。魚は卑者の

事であるから、公がこれを觀るのは正しくない。

經夏四月葬衛桓公

團葬に月をいうのは、事變があつた場合である。

經秋衛師入郟

團「入」とは、内「この場合は郟」が、(義として)受け入れないということである。「郟」は國である。「將の身分が低く、師の人数が多いときは『師』という」「公羊傳文」。

經九月考仲子之宮

團「考」とは何か。「考」とは成すということである。仲子を夫人に成したのである。禮では、庶子が君となれば、その母のために宮廟を築き、公子にその祭をつかさどらせる。(ただし)子の代で祭るだけで、孫の代では廢止する。仲子は惠公の母である。隱公は孫であるのに、宮廟を脩めた。(だから、この記事は)隱公を責めたのである。

經初獻六羽

團「初」とは始の意味である。穀梁子の言うことには「夏を舞うのに、天子は八佾、諸公は六佾、諸侯は四佾である。『初獻六羽』とは、始めて樂を僭したということである「諸侯の身で六佾を用いた」。尸子の言うことには「夏を舞うのに、(當時)天子から諸侯まで、いづれもみな、八佾を用いていた。『初獻六羽』とは、始めて樂を減らしたということである」。

經邾人鄭人伐宋

經螟

團蟲災である。ひどい場合には月をいい、ひどくない場合には時をいう。

經冬十有二月辛巳公子彊卒

團隱公は大夫に爵命を與えなかったのに、「公子彊」というのはなぜか。先君の大夫だからである。

經宋人伐鄭圍長葛

團國を伐った場合には、(普通) 邑を圍んだことは言わない。ここで「圍」といっているのはなぜか。(圍むことが) 久しかったとして(譏ったの) である。伐には時「三ヶ月」を踰えず、戦には逃げるものを追わず、誅には降伏するものを殺さない。人民をいけどり、牛馬をかりたてるのを「侵」といい、樹木を斬り、宮室を壊すのを「伐」という。

〔隱公六年〕

經六年春鄭人來輸平

團「輸」は墮の意味である。「平」とは、道をもって成るということである。(つまり)「來輸平」とは、成を果さなかったということである。

經夏五月辛酉公會齊侯盟于艾

經秋七月

經冬宋人取長葛

團外(國)が邑を取ったことは、(普通) 記さない。ここで記しているのはなぜか。(圍むことが) 久しかったとして(譏ったの) である。(附)ここは、公羊傳とほとんど同文である。

〔隱公七年〕

經七年春王三月叔姬歸于紀

團迎えたことを言わないのはなぜか。迎える方法が正しくなかったから、(わざわざ) 言うに値しないのである。

經滕侯卒

團滕侯には名がない。年少の時に「世子」と言い、長じて「君」と言うのは、狄道である。(狄道では) 正當でない場合に限って、名をいう。

經夏城中丘

團城は、民を保んじるためにつくるものである。民が多いのに城が小さければ、城を益す。(しかし、この場合は) 城を益すことが度をこしたのである。一般に、「城」を記すのは、いづれもみな、譏ってである。

經齊侯使其弟年來聘

團諸侯(の位)は(非常に) 尊く、兄弟であっても、その屬(肉親關係の次序)をもって他國に通じることは許されない。(それなのに) ここで「弟」といっているのは、來てわが國(君)と接したから、

〔弟〕という) 貴稱を擧げたのである。

經秋公伐邾

經冬天王使凡伯來聘 戎伐凡伯于楚丘以歸

團「凡伯」とは誰か。天子の大夫である。國の場合に「伐」という。こは一人なのに「伐」というのはなぜか。天子の命を尊んでである。

「戎」とは、衛のことである。衛を「戎」というのは、天子の使を伐ったから、貶して、戎とみなしたのである。「楚丘」は衛の邑である。「以歸」というのは、執〔獲〕よりはまし(な表現)である。

〔隱公八年〕

經八年春宋公衛侯遇于垂

團約束せずに會するのを「遇」という。「遇」とは、お互いに氣が合ったということである。

經三月鄭伯使宛來歸邾

團宛に(氏をいわず)名だけをいうのは、鄭伯を貶するため(の手立て)である。地を與えたことをにくむのである。

經庚寅我入邾

團「入」とは、内〔この場合は邾〕が(義として)受け入れないということである。入に日をいうのは、入をにくんでである。「邾」は、鄭伯が天子から命を受けて、泰山を祭るための邑である。

經夏六月己亥蔡侯考父卒

團諸侯の卒に日をいうのは、正當だった場合である。

經辛亥宿男卒

團宿は微國であり、未だ(魯と)同盟出来なかったから、(名をいわず)「男卒」というのである。

經秋七月庚午宋公齊侯衛侯盟于瓦屋

團外の盟には(普通)日をいわない。ここで日をいつているのはなぜか。諸侯の參盟〔三者の盟〕がここから始まったので、謹譏して日をいうのである。誥誓は五帝の時代には無かった〔それ以後である〕。盟詛は三王の時代には無かった。質子を交換する〔or 互いに子を人質にする〕ことは、二伯の時代には無かった。

〔附〕『荀子』大略篇に「誥誓不及五帝 盟詛不及三王 交質子不及五伯」とある。

經八月葬蔡宣公

團葬に月をいうのは、事變があった場合である。

經九月辛卯公及莒人盟于包來

團「公及人」とは言えるが、「公及大夫」「氏名」とは言えない。

經螟

經冬十有二月無佻卒

團無佻に名だけをいう理由は、聞いていない。一説では、隱公が大夫に

爵命を與えなかつたからである。もう一説では、貶してである。

〔隱公九年〕

經九年春天王使南季來聘

團「南」は氏姓である。「季」は字である。「聘」は問の意味である。

(天子が) 諸侯に聘するのは正しくない。

經三月癸酉大雨震電

團「震」は雷〔有聲〕である。「電」は霆〔無聲〕である。

經庚辰大雨雪

團(ここは) 遅い疾い〔二つの異變の間隔が遠い近い〕を記したのである。(つまり) 八日の間に二度も大變があり、陰陽が錯行したから、謹んで日をいったのである。「雨」〔降ったこと〕に月をいうのは、正〔時節に合致したということ〕を記録する場合である。

經俠卒

團「俠」とは、所俠である。大夫にしない〔氏をいわない〕のは、隱公が大夫に爵命を與えなかつたからである。隱公が大夫に爵命を與えなかつたのはなぜか。(隱公は) 君のつもりでなかつたからである。

經夏城郎

經秋七月

團事件がないのに、なぜ書いたのか。(四) 時を遺さないためである。

經冬公會齊侯于防

團「會」とは、外が主となった場合である。

〔隱公十年〕

經十年春王二月公會齊侯鄭伯于中丘

經夏鞏帥師會齊人鄭人伐宋

經六月壬戌公敗宋師于菅

團内〔魯〕には「戰」を言わない。重大な方〔敗〕を擧げるのである。

經辛未取郟 辛巳取防

團邑を取った場合には、(普通) 日をいわない。ここで日をいつているのはなぜか。人を敗つたのに乗じて、利を貪り、二邑を取ったことを不正とするから、謹譏して日をいつたのである。

經秋宋人衛人入鄭

經宋人蔡人衛人伐載 鄭伯伐取之

團人の力に因って、たやすく取ったことを不正とするから、その悪事の主役にしたのである。

經冬十月壬午齊人鄭人入郟

團「入」とは、内〔この場合は郟〕が(義として) 受け入れないということである。入に日をいうのは、入をにくんでである。「郟」は國である。

〔隱公十一年〕

〔經〕十有一年春滕侯薛侯來朝

〔傳〕天子に事がないとき、諸侯どうしが互いに朝するのは正しい。禮を考へ「明らかにし」、徳を脩めるのは、天子を尊ぶことになるからである。諸侯の來朝に時をいうのは、正しい場合である。別々に言うのは、同時に（別々に）來た場合である。まとめて言うのは、（同時に）一緒に來た場合である。

〔經〕夏五月公會鄭伯于時來

〔經〕秋七月壬午公及齊侯鄭伯入許

〔經〕冬十有一月壬辰公薨

〔傳〕公が薨じて、地をいわないのは、事變があつた「弑された」からである。痛んで、地をいうに忍びないのである。葬を言わないのはなぜか。君が弑され、賊が討たれない場合は、葬を書かない。それによって臣子を罪責するのである。隱公の十年間に正（月）が無いのは、隱公がみづからを正（當な君）としなかつたからである。元年に（だけ）正（月）があるのは、隱公を正（當な君）とするため（の手立て）である。

〔桓公元年〕

〔經〕元年春王

〔傳〕桓公には「王」がない。「王」を書かない。ここで「王」というのは

なぜか。始めを謹んでである。「王」がないというのはなぜか。桓公は、弟として兄を弑し、臣として君を弑したが、天子は定める「正す」ことが出來ず、諸侯は救うことが出來ず、百姓は去る「除く」とが出來なかつた。（そこで）無王の道「王を蔑ろにするやり方」が、そのままこまで來た、と考えたのである。元年に「王」があるのは、桓公を治める「討つ」ため（の手立て）である。

〔經〕正月公即位

〔傳〕事變のあつた「弑された」君を繼いだ時に即位を言わないのは、正當な場合である。事變のあつた君を繼いだ時に即位を言わないのが、正當な場合であるのはなぜか。先君がまつとうな死に方をしなかつた場合、子弟は即位するに忍びないからである。事變のあつた君を繼いだ時に即位を言うのは、弑にあつた場合である。事變のあつた君を繼いだ時に即位を言うのが、弑にあつた場合であるのはなぜか。先君がまつとうな死に方をしなかつたのに、自分は即位の道を正して即位するというのは、先君に對して恩愛の心がないということだからである。

〔附〕補注では、この經文の「正月」は上の經文に續けるべきであるとする。つまり、上の經文は、「元年春王正月」、この經文は「公即位」となる「〔cf. 定公元年〕」。ここでは追求しない。

〔經〕三月公會鄭伯于垂

團「會」とは、外が主となった場合である。

經鄭伯以璧假許田

團假りたときは、「以」とは言わない。(ここで)「以」と言うのは、(實は)假りたのではないからである。假りたのではないのに、「假」というのは、地をとり易えたことを諱んでである。禮では、天子が上にいれば、諸侯は、地を與えあうことは出来ない。「田」がなければ、「許」がないことはわかる。「許」があれば、「田」があることはわかる。つまり、「許」とだけ言えばよいのであって「許田」という必要はない。(それなのに)「許」と言わない(で、わざわざ「許田」と言う)のは、(許の田は與えたが)許邑は與えなかつたかのように表示したのである。「許田」は、魯の朝宿の邑である。「邴」〔隱公八年〕は、鄭伯が命を受けて泰山を祭るための邑である。これによって、魯が周に朝せず、鄭が泰山を祭らなくなったことを示したのである。

經夏四月丁未公及鄭伯盟于越

團「及」とは、魯の方が希望したということである。「越」は、盟った土地の名である。

經秋大水

團高・下のいづれにも水災があるのを「大水」という。

經冬十月

團事件がないのに、なぜ書いたのか。(四)時を遺さないためである。

「《春秋》は年を記録するが、四時が具わってはじめて、(一)年となる」〔隱公六年公羊傳文〕。

〔桓公二年〕

經二年春王正月戊申宋督弑其君與夷

團桓公には「王」が無い。ここで「王」というのはなぜか。與夷の卒を正すためである。

經及其大夫孔父

團孔父が先に死んだのに、「及」というのはなぜか。尊を(先に)書いて、卑に及ぶのが、《春秋》の義だからである。孔父が先に死んだのはなぜか。督は君を弑そうとしたが、事がうまくゆかないことを恐れた。そこで、先に孔父を殺したのである。(それは)孔父が君の扞禦〔守り手〕だったからである。(經文の上で)どうして、先に孔父を殺したことがわかるのか。子が死ぬと、父はその名を稱するに忍びず、臣が死ぬと、君はその名を稱するに忍びない。これによって、君の方が後だったことがわかるのである〔名を稱してないから〕。孔(は氏であり)父は字諡である。一説に、名を稱さないのは、おそらく祖のために諱んでであろう。孔子は宋を故國とするから。

經滕子來朝

經三月公會齊侯陳侯鄭伯于稷以成宋亂

團「以」とは、内〔魯〕が希望したということである。公がこの亂を完

成することを希望したのである。(實は)ここは(公が完成するまでもなく)事が既に完成していたのである。(それなのに)事を完成してないという表現を取って、これに加えている。内の惡に關して、君子は遺すところがないからである。

經夏四月取郟大鼎于宋 戊申納于太廟

團桓公は、國內ではその君を弑し、國外では人の亂を完成させた。(そして、今ここで)賂を受けて退き、その祖に事えた。非禮である。

(だから)義として、周公が受けとらないとするのである。「納」ということ。「郟鼎」とは、郟がつくったものである。「宋」というのは、宋から取ったからである。(つまり)これを討の鼎「宋の亂の完成にかかわる鼎」とするのである。孔子が知っている「名は主人に従い、物(號)は中國に従う」と。だから「郟大鼎」というのである。「郟」が名に當り、「大鼎」が物に當る」。

經秋七月紀侯來朝

團朝には(普通)時をいう。ここで月をいっているのはなぜか。桓公は、國內ではその君を弑し、國外では人の亂を完成させた。そうしておいて、齊侯・陳侯・鄭伯とともに、日を計算して賂をとった。紀は、こんな事のあった直後に朝したのである。これをにくむから、謹んで月をいうのである。

經蔡侯鄭伯會于鄆

經九月入杞

團わが國が入ったのである。

經公及戎盟于唐

經冬公至自唐

團桓公には會からもどったことを言わないはずなのに、ここでもどったことを言っているのはなぜか。遠いとしてである「危ぶんでである」。

〔桓公三年〕

經三年春正月公會齊侯于贏

經夏齊侯衛侯胥命于蒲

團「胥」とは、相と同じである。相互に告命して信諭し「まことを以て諭し?」、言を謹んで「or言を結んで」退いたのである。(《春秋》は)

これを、いにしえに近いとする。必ず一方が先に告命したはずなのに、「相〔胥〕」というのはなぜか。(表現として)齊侯が(先に)衛侯に告命したとするわけにはゆかないからである。

(附)兪樾は「謹」を「結」に讀んでいる「cf. 公羊傳文「古者不盟 結言而退」。なお、はっきりはしないが、范甯は「信」を「申」に讀んでいるのかもしれない。

經六月公會杞侯于郕

經秋七月壬辰朔日有食之既

團日を言い、「朔」を言うのは、食が朔に当たった場合である。「既」と

は、盡きることである。また繼續する、という表現である。

(附)「正」は、王引之に従って、當「あたる」の意味にとる。

經公子翬如齊逆女

團(公)女を迎えるのは、自分ですべきことである。大夫を使うのは正しくない。

經九月齊侯送姜氏于謹

團禮では、女を送るのに、父は堂をおりず、母は祭門を出ず、諸母・兄弟は闕門を出ない。父が戒めて「謹慎しておまえの舅の言うことをききなさい」と言う。母が戒めて「謹慎しておまえの姑の言うことをききなさい」と言う。諸母が般「ふくろ」を與え、かさねて「謹慎しておまえの父母の言うことをききなさい」と言う。女を送るのに、竟を踰えるのは、非禮である。

經公會齊侯于謹

團譏らないのか。(いや)禮に適っているのである。齊侯の方でやって来たのだから、公が迎えて、これと會しても、かまわないのである。

經夫人姜氏至自齊

團輦が以て「つれて」来たと言わないのはなぜか。公が自分の手で、齊侯から受けとったからである。子貢が言った「冕して親迎するのは、大げさ過ぎないでしょうか」と。孔子が言った「二姓のよしみを合わせ、萬世の後にまで繼續させるのに、どうして大げさ過ぎるなどとい

うのか」と。

經冬齊侯使其弟年來聘

經有年

團五穀がみな熟したのを「有年」という。

〔桓公四年〕

經四年春正月公狩于郎

團四時の田狩はいづれもみな、宗廟の事のためである。春のを「田」と言い、夏のを「苗」と言い、秋のを「蒐」と言い、冬のを「狩」と言う。四時の田狩の獲物には、三つの用途がある。最初に得たもの(のうちで、一番目のもの)は宗廟に供え、次のものは賓客への料理に使い、三番目のものは君主の食膳に用いる。

經夏天王使宰渠伯糾來聘

〔桓公五年〕

經五年春正月甲戌己丑陳侯鮑卒

團鮑の卒には、なぜ二日をもって卒をいうのか。《春秋》の義では、信は信のまま傳え、疑は疑のまま傳えるからである。陳侯は甲戌の日にいなくなり、己丑の日に(死體で)発見されたのである。死んだ日がわからないから、二日を擧げて(その間に)包みこんだのである。

經夏齊侯鄭伯如紀

經天王使任叔之子來聘

傳「任叔之子」とは、父を録して「具記して」、子を使ったのである。

つまり、君臣（の關係）をほかし、父子（の關係）をはっきりさせたのである。父がいるのに子が代わって仕えるのを不正とする表現である。

經葬陳桓公

經城祝丘

經秋蔡人衛人陳人從王伐鄭

傳これは從者を擧げる「主にする」表現である。從者を擧げる表現をとるのはなぜか。天王のために、鄭を伐つたことを諱んである。鄭は（周の）同姓の國で、（しかも）冀州にある「周に近い」。（それなのに）ここで服従しなかった。（《春秋》はこれを）天子の病とするのである。

（附）「病」は、悩み・憂い・缺點など、様々に解せられるが、王引之は、恥辱の意とする。

經大雩

經蝻

傳「蝻」は蟲災である。ひどい場合には月をいい、ひどくない場合には時をいう。

經冬州公如曹

傳外國が往來しあうことは（普通）書かない。ここで書いているのはなぜか。わが國「魯」を通過したからである。

〔桓公六年〕

經六年春正月寔來

傳「寔が來た」とは、是が來たということである。誰のことを、是が來たというのか。州公のことを言うのである。州公のことを、是が來たというのはなぜか。わが國「魯」を畫した「通過するついでに朝した」から、畧言したのである。諸侯は、（他國を）通過するついでに（その國に）朝してはならないのである。

經夏四月公會紀侯于郕

經秋八月壬午大閱

傳「大閱」とは、何か。兵車を閲したのである。（先王の）教えを脩め、（それを民に）明示するのは、治國の道である。（しかし）平時に戎事を脩めるのは正しくない。日をいうのは、武を重んじたとするから、謹譏して日をいうのである。おそらく、婦人にみせたのであろう。

經蔡人殺陳佗

傳「陳佗」とは、陳の君である。「陳佗」というのはなぜか。匹夫の行ないがあったから、匹夫として稱したのである。匹夫の行ないがあったとは、どういうことか。陳侯は獵を好み、蔡で淫獵した。（そこで）蔡人と禽を争い、蔡人が陳の君とは知らずに殺してしまったのである。

何によって、陳の君であることがわかるのか。臣下が臣下を殺した場合には書かないからである。地をいわないのは、蔡でのことであつたからである。

經九月丁卯子同生

團疑われていたから、記録し（てはっきりさせ）たのである。當時の人々は（疑って）「よその人に似ている」と言っていたのである。

經冬紀侯來朝

〔桓公七年〕

經七年春二月己亥焚咸丘

團「邾、咸丘」と言わないのはなぜか。火を用いて攻めたことをにくんである。

經夏穀伯綏來朝

經鄧侯吾離來朝

團名をいうのはなぜか。國を失ったからである。國を失ったのなら、「朝」という表現をとるのはなぜか。かつて諸侯の禮を用いて接していたのだから、國を失ったとしても、かつての待遇を減損したりしないのである。

(附) この傳文は、あるいは上の經文「夏穀伯綏來朝」をも合わせて解釋しているのかもしれない。つまり、經文は「夏穀伯綏來朝 鄧侯吾離來朝」と、一つづきのものとも考えられる〔少くとも、疏ではそのよ

うなものとして扱っている〕。

〔桓公八年〕

經八年春正月己卯烝

團「烝」は冬の事であるのに、春にこれを興した。この記事は、しかるべき時ではないということを書き示したのである〔orこの記事を書いたのは、しかるべき時でなかったからである〕。

經天王使家父來聘

經夏五月丁丑烝

團「烝」は冬の事であるのに、春・夏にこれを興した。祭祀をけがしたのである。この記事は、不敬（であるということ）を書き示したのである〔orこの記事を書いたのは、不敬だったからである〕。

經秋伐邾

經冬十月雨雪

經祭公來 遂逆王后于紀

團「使」と言わないのはなぜか。宗廟の大事に關して、わが國に就いて卜擇したこと〔orわが國によって謀を完成したこと、orわが國を媒介にしたこと〕を不正とするから、「使」という表現を與えない〔or許さない〕のである。「遂」とは、事を繼ぐという表現である。「遂逆王后」というのは、粗畧に（表現）したのである。一説に、天子には外がないから、王が命ずれば、（その事は直ちに）成立するのである。

〔桓公九年〕

〔經〕九年春紀季姜歸于京師

〔傳〕（魯が）中〔媒介〕となった場合は、「歸」を書く。

〔經〕夏四月

〔經〕秋七月

〔經〕冬曹伯使其世子射姑來朝

〔傳〕朝には（普通）「使」と言わない。（ここで）「使」と言っているのは、正しくなかったからである。世子を、諸侯の禮に匹敵して來朝させた、ということだから、曹伯は正を失したのである。諸侯が相まみえるのを「朝」という。人の父を待遇する道を用いて、人の子を待遇した、ということだから、内〔魯〕も正を失したとしているのである。内も正を失し、曹伯も正を失することになるのであるから、世子はやめるべきであった〔orやめてよかった〕。しかしそれでは、（父の）命を放棄することになるのではないか。尸子の言うことには、「やめれば、道に合するところが多い〔orやめる方が（命に）したがうよりまさっている、orやめるにしてもいろいろ方法がある〕」。

〔桓公十年〕

〔經〕十年春王正月庚申曹伯終生卒

〔傳〕桓公には「王」が無い。ここで「王」というのはなぜか。終生の卒を

正すためである。

〔經〕夏五月葬曹桓公

〔經〕秋公會衛侯于桃丘 弗遇

〔傳〕「弗遇」とは、お互いに氣が合わなかったというのである。「弗」は、

内〔魯〕のための表現である。

〔經〕冬十有二月丙午齊侯衛侯鄭伯來戰于郎

〔傳〕「來戰」というのは、前もって定めておいた戦である。内〔魯〕には

「戦」と言わない。「戦」と言うのは、敗れた場合である。その人〔公〕等の主語を言わないのは、わが國が敗れたからである。「及」と言わないのは、内のために諱んでである。

〔桓公十一年〕

〔經〕十有二年春正月齊人衛人鄭人盟于惡曹

〔經〕夏五月癸未鄭伯寤生卒

〔經〕秋七月葬鄭莊公

〔經〕九月宋人執鄭祭仲

〔傳〕「宋人」とは宋公である。「人」と言うのはなぜか。貶してである。

〔經〕突歸于鄭

〔傳〕「突」というのは、賤しんでである。「歸」というのは、易辭〔容易〕であったという表現である。祭仲がその事〔突の歸國〕を容易にし

たということであり、(それはつまり)廢立の權が祭仲にあったといふことである。君の難に殉ずるのが、臣としての道である。(それなのに)今ここでは、惡「突」を立てて、正「忽」をしりぞけた。(だから、易辭をなして)祭仲をにくんだのである。

經鄭忽出奔衛

團「鄭忽」とは、世子忽である。名(だけ)をいうのは、國を失ったからである。

經柔會宋公陳侯蔡叔盟于折

團「柔」とは誰か。わが國の大夫で、未だ爵命を受けていなかった者である。

經公會宋公于夫鍾

經冬十有二月公會宋公于闕

〔桓公十二年〕

經十有二年春正月

經夏六月壬寅公會紀侯莒子盟于曲池

經秋七月丁亥公會宋公燕人盟于穀丘

經八月壬辰陳侯躍卒

經公會宋公于虛

經冬十有一月公會宋公于龜

經丙戌公會鄭伯盟于武父

經丙戌衛侯晉卒

團再び「or二度」日を稱するのは、日を言うという義をはっきりさせたのである。

(附)「再」を、再びではなくて、二度の意と解すれば、この傳文は、上の經文「丙戌公會鄭伯盟于武父」をも合わせて解釋していることになる。つまり、經文は「丙戌公會鄭伯盟于武父 丙戌衛侯晉卒」と、一つづきのものとも考えられる。「注及び疏は、このようなり方をしていふように見える」。ただし、穀梁には、當該經文が離ればなれの二經文であるという傳文も多いから、こういう問題にあまりこだわっても意味がないかもしれない。

經十有二月及鄭師伐宋 丁未戰于宋

團(魯が)いっしょに宋を伐った仲間の鄭と戦ったことをそしつたのである。「鄭と戦った」と言わないのは、不和を恥じてである。宋を伐ったときに(仲間われして)鄭と戦い、敗れたのである。内「魯」に對しては「敗」を諱むから、支障のない表現「戦」をつかったのである。

〔桓公十三年〕

經十有三年春二月公會紀侯鄭伯 己巳及齊侯宋公衛侯燕人戰 齊師宋師

衛師燕師敗績

團「及」と言うのは、内「魯」に由った表現である。「戦」と言うのは、外「紀・鄭」に由った表現である。「戦」には「人」を稱し「君がいる場合は例外」、「敗」には「師」を稱するのは、衆を重んじてである。「敗」の方が重大であるから」。地をいわないのは、魯「or紀」に於いてであったからである。

(附)「其言及者由内及之也」について。魯が他國と戦った場合は「公及」戦」となって、必ず魯が上にくる。ところがこの場合、もし魯がいなくて、紀と鄭だけであつたら、「紀侯鄭伯及——戦」とは必ずしもならない。「——及紀侯鄭伯戦」となるかもしれない。だから「及——戦」とあつて、——が下にきているのは、魯がいたことによつて、魯に由る表現をとつたからである。

「其曰戦者由外言之也」について。魯に由つて「戦」と言えば、敗れたことになる。ところがここは勝つたのであるから、この「戦」は魯の仲間の紀・鄭に由つたものである。魯でなければ、「戦」と言つても、敗れたことにはならないから。

經三月葬衛宣公

經夏大水

經秋七月

經冬十月

〔桓公十四年〕

經十有四年春正月公會鄭伯于曹

經無冰

團「無冰」には時をいう。暖かかったのである〔or氷が無かったのは、時に暖かかったからである〕。

經夏五鄭伯使其弟禦來盟

團諸侯（の位）は（非常に）尊く、兄弟であっても、その屬〔肉親關係の次序〕をもつて他國に通じることには許されない。（それなのに）ここで「弟」といつているのは、わが國に來たから、「弟」という）貴稱を擧げたのである。「來盟」というのは、前もつて定めておいた盟である。日をいわないのは、前もつて定めておいた盟には日をいわないからである。孔子が言っている「遠い音を聴く場合には、はやく激しい音は聞きとれるが、おそくおだやかな音は聞きとれない。遠くのものを見る場合には、その姿かたちはわかるが、その顔かたち〔or色〕はわからない」と。定・哀（の世）に立つて、隱・桓（の世）を指せば、隱・桓の日〔世〕は遠い。（だから）「夏五」とは、疑しきをそのまま傳えたのである。

經秋八月壬申御廩災 乙亥嘗

團御廩の災は記さない。ここで記しているのはなぜか。（魯人は）やけ残りを易えずに（そのまま用いて）嘗してもかまわないと考えた。（だから）不敬（であるということ）を書き示したのである〔or書いたのは、不敬だったからである〕。天子は自分で耕して、黍盛〔祭にそなえる、器に盛った穀物〕に供する。王后は自分でかいこを養つて、

祭服に供する。國に良農工女がないわけではない。他人が(心力を)盡したものによって祖禰に事えるのは、自分自身でしたものによって事えるのに及ばない、と考えるからである。(經文は)何によって、やけ残りを易えないで嘗したことを示しているのか。甸師が粟〔糲米〕にして三宮に納め、三宮が米〔精米〕にして御廩に藏する。嘗するまでは、必ず十日以上かかる仕事があるはずなのである。(そこで經文は)「壬申、御廩災 乙亥、嘗」と書くことによって(四日しかたっていないことを示し)、やけ残りを易えずに嘗したとするのである。

經冬十有二月丁巳齊侯祿父卒

經宋人以齊人蔡人衛人陳人伐鄭

團「以」とは、以「ひきい」てはいけなかった場合にいう。民は君の本である。(ここの四國のように)民を死地においやるのは正しくない。

〔桓公十五年〕

經十有五年春二月天王使冢父來求車

團昔、諸侯は時々、自分の國に有するものを天子に獻じた。だから、辭讓することはあっても、徵求することはなかった。車を求めるのは非禮である。金を求めるのはもっとひどい。

經三月乙未天王崩

經夏四月己巳葬齊僖公

經五月鄭伯突出奔蔡

團(名をいうのは)正〔正當な地位〕を奪ったことを譏ったのである。

經鄭世子忽復歸于鄭

團「世子」と稱するのは)正〔正當な地位〕にもどったからである。

經許叔入于許

團「許叔」は許の貴者であり、(君として立つのに)許叔より適切な人間はいなかった。(それなのに)ここで「入」というのはなぜか。歸り方が不適當だったからである。

經公會齊侯于蒿

經邾人牟人莒人來朝

經秋九月鄭伯突入于櫟

經冬十有一月公會宋公衛侯陳侯于袤伐鄭
團地をいい、その後「伐」をいうのは、疑辭〔逡巡したという表現〕である。その逡巡をそしつたのである。

〔桓公十六年〕

經十有六年春正月公會宋公蔡侯衛侯于曹

經夏四月公會宋公衛侯陳侯蔡侯伐鄭

經秋七月公至自伐鄭

團桓公には會からもどつたことを言わない。ここでもどつたことをいうのはなぜか。危ぶんでである。

經冬城向

經十有一月衛侯朔出奔齊

團朔に「or「朔」と」名をいうのは、悪いからである。天子が召したのに、往かなかったのである。

〔桓公十七年〕

經十有七年春正月丙辰公會齊侯紀侯盟于黃

經二月丙午公及邾儀父盟于越

經夏五月丙午及齊師戰于郎

團内「魯」に對しては「敗」を諱むから、支障のない表現「戰」をつかったのである。その人「公」等の主語を言わないのは、わが國が敗れたからである。(つまり)これに及ぶ者「公」等の主語を言わないのは、内のために諱んでである。

經六月丁丑蔡侯封人卒

經秋八月蔡季自陳歸于蔡

團「蔡季」とは、蔡の貴者である。「自陳」とは、陳が奉じた「助力した」ということである。

經癸巳葬蔡桓侯

經及宋人衛人伐邾

經冬十月朔日有食之

團「朔」を言い、日と言わないのは、二日に食した場合である。

〔桓公十八年〕

經十有八年春王正月公會齊侯于濼 公(與)夫人姜氏遂如齊

團濼の會に、「及夫人」と言わないのはなぜか。夫人が驕伉だったので、數えあげなかったのである。

經夏四月丙子公薨于齊

團地をいうのは、外で死んだからである。薨に「公」と稱するのは、最上級をあげたのである。

經丁酉公之喪至自齊

經秋七月

經冬十有二月己丑葬我君桓公

團「葬我君」というのは、上下に及ぶ表現である。君が弑され、賊が討たれない場合は、葬を書かない。(それなのに)ここで葬を言うのはなぜか。國境を踰えてこの時(すぐ)に討てとは強要しないからである。桓公に、葬った後で諡をあげるのは、諡は徳を成す「表わす」ためのものであり、事をおえるときに加えるものだからである。知者は慮り、義者は行ない、仁者は守る。この三者がそろって初めてはじめて、(君は國を出て他國と)會することが出来るのである。

〔本稿は、昭和六十年年度跡見學園特別研究助成費による研究成果の一部である。〕